

令和6年度
白神山地周辺地域における
中・大型哺乳類調査 報告書
(青森県側)
－ 抜 粹 －

令和7年3月

林野庁 東北森林管理局

白神山地世界遺産地域管理区分図

- 世界遺産地域・核心地域 (A地域)
- 世界遺産地域・緩衝地域 (B地域)
- センサーカメラ設置箇所

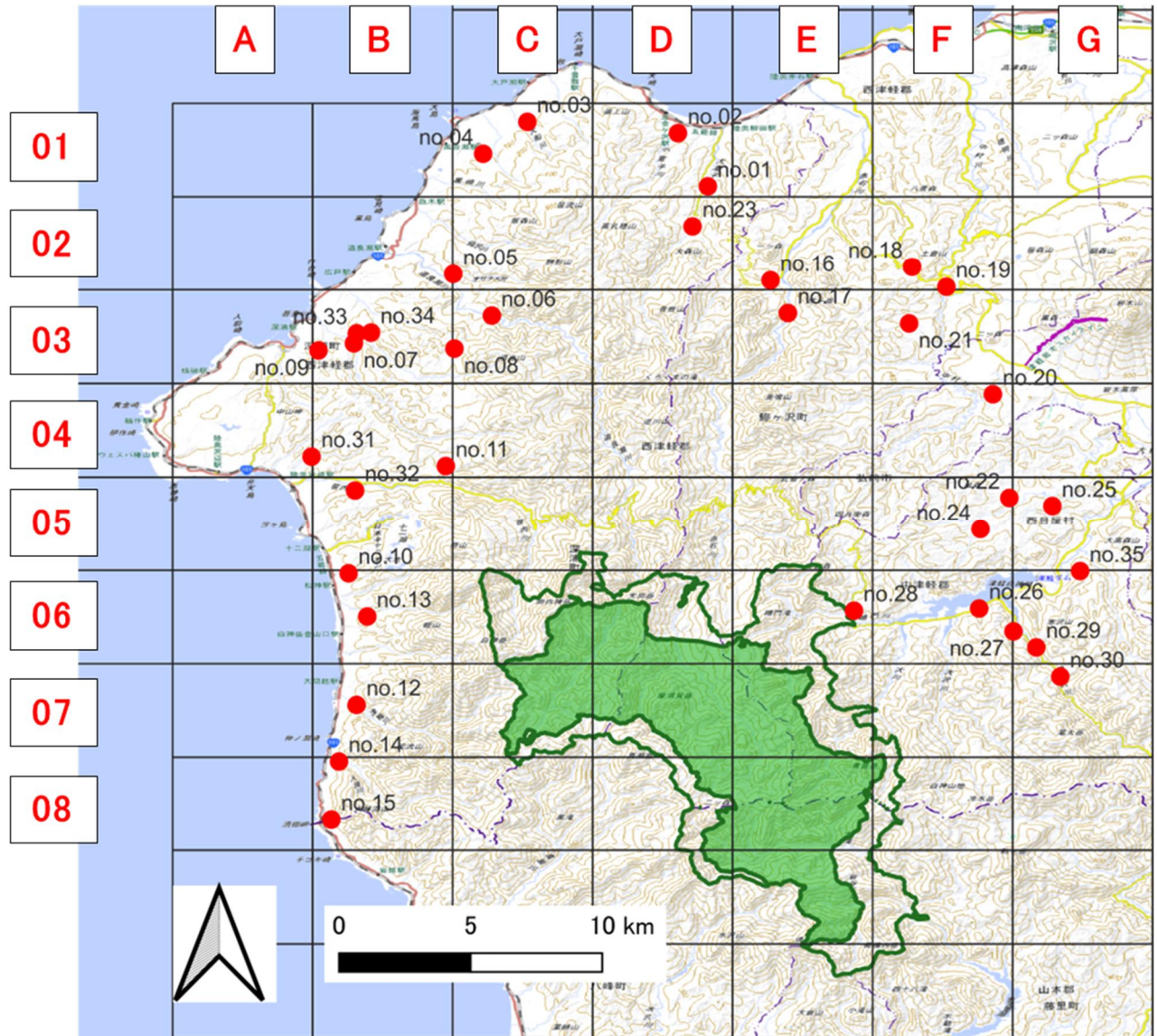


図 I.1 調査地区位置図(5km メッシュ)

表 II.1 センサーカメラ(30 分インターバルを想定)による動物の撮影個体数¹⁾

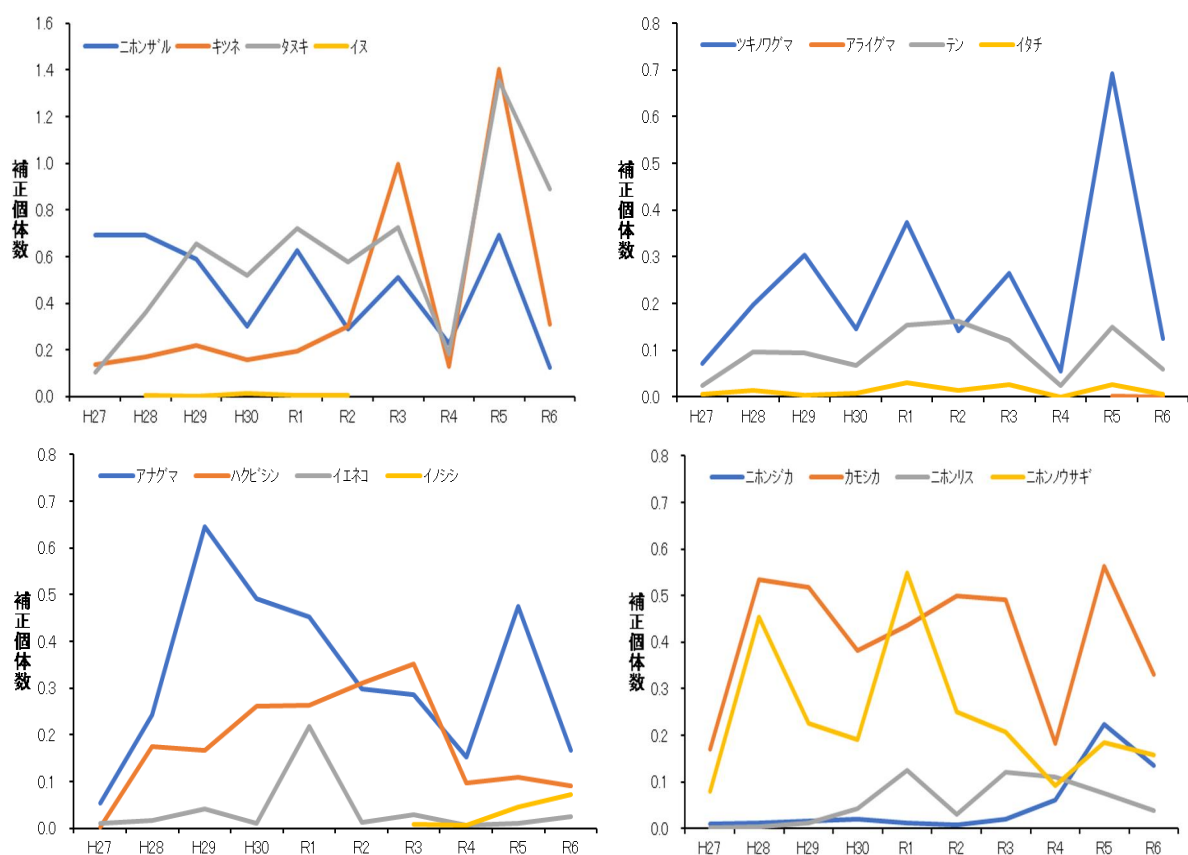
分類	種名	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10	No.11	No.12	No.13	No.14	No.15	No.16	No.17	No.18	No.19	No.20	No.21	No.22	No.23	No.24	No.25	No.26	No.27	No.28	No.29	No.30	No.31	No.32	No.33	No.34	No.35	合計	
哺乳類	ニホンサル <i>Macaca fuscata</i>	2				1		5					13		3		5	8		4	20		2				3				3		3	10			82	
	キツネ <i>Vulpes vulpes</i>		3		1	1	19	1	6		1		6		13	20	3	9	4	3	20			1						1	35	23	33	1			204	
	ヌキ <i>Nyctereutes procyonoides</i>		11		14	11	26	4	43				107		3	29		47	21	34	29		1				8		3	5	12	34	133	8			583	
	ツキノアグマ <i>Ursus thibetanus</i>	3		3	2	8		2	4		1	3	5		3	4		4	2	1	1	10			3		1		1	4	8	2	3	3			81	
	テン <i>Martes melampus</i>					3	2	1					1		1		1	3				2					1				1		22	1			39	
	ニホンイタチ <i>Mustela itatsi</i>															1	1																1				3	
	アナグマ <i>Meles anakuma</i>		1		4	5		1	16		2		1		1	3		37	5		1									3		15	14				109	
	ハクビシン <i>Paguma larvata</i>				2	4			11					15		4			8	1	1		1							1	1	2	4	5				60
	イノネコ <i>Felis catus</i>													14		1																	2				17	
	イブシ <i>Sus scrofa</i>			2	10		1		2		5		4		3	2	1		1		2											1	6	4	2	1	47	
	ニホンジカ <i>Cervus nippon</i>				4		1		2	1	5	2	3	2	5	5	1	2	1	2	1	4	3	2	1			1						20	18	3		89
	カモシカ <i>Capricornis crispus</i>		24	6	1	3		2	1		31	3	18	3	5	1		6	8		3	36	4	1			3		5		2	20	7	18	4	1	216	
	ニホンリス <i>Sciurus lis</i>				13	2	2							1							2						4						2				26	
	ニホンウサギ <i>Lepus brachyurus</i>		23		6		1		28		13		2			1		1	1	1								23				1	2	2				104
	不明ネズミ類																											1										1
	不明哺乳類		2	1	1	2		1	7		2	1	1		2		2	3	4	2	3	1			2		2			4	1	3	8	3				58
鳥類	ヤマドリ <i>Syrnaticus soemmringii scintillans</i>				1				1																		3					8					13	
	キジハト <i>Streptopelia orientalis</i>								10							1	3	1	1		2										1	1					20	
	オオアサガウ <i>Dendrocopos leucotos</i>																																			1	1	
	チュウサギ <i>Ardea intermedia</i>					1																															1	
	クマカサ <i>Spizaetus nipalensis</i>												1																								1	
	カラス <i>Garrulus glandarius japonicus</i>																																1				1	
	トビツグミ <i>Zoothera aurea</i>																															2					2	
	ヒヨドリ <i>Hypsipetes amaurotis</i>		1																																		1	
	不明鳥類																	1																			1	
個体数合計	5	65	12	59	41	52	17	131	1	60	9	191	6	45	67	16	130	49	49	82	54	10	4	6	0	49	1	10	18	65	105	273	66	9	3	1760		
種数合計 ²⁾	2	6	3	11	10	7	7	11	1	7	3	13	3	12	10	6	11	10	7	9	5	4	3	2	0	8	1	4	5	8	9	18	8	3	3	22		

1) 連写の場合は、一連の撮影で写った最大個体数 2) 不明種は種数に含めていない

6. 経年変化（30 分インターバル想定）

平成 27 年度調査からの業務期間（4 月～11 月）の 30 分インターバル補正による哺乳類の種別補正個体数の経年変化を図Ⅱ.13、表Ⅱ.6 に示す。表Ⅱ.6 に示した本年度調査（R6）のカメラナット数 6558CN の内訳を表Ⅱ.7 に示す。

イノシシやニホンジカは経年的にみると近年増加の傾向がみられた一方、ニホンノウサギ、ハクビシンは近年減少がみられた。



図Ⅱ.13 平成 27 年度～令和 6 年度における哺乳類の種別の経年変化(30 分インターバル)

※調査期間：2015 年～2024 年の 4 月～11 月

表Ⅱ.6 各哺乳類種の経年撮影個体数(30 分インターバル)

種名	H27 (4357CN)		H28 (3410CN)		H29 (5481CN)		H30 (6060CN)		R1 (6354CN)		R2 (7000CN)		R3 (7388CN)		R4 (6334CN)		R5 (6135CN)		R6 (6558CN)	
	撮影	10CN	撮影	10CN	撮影	10CN	撮影	10CN	撮影	10CN	撮影	10CN	撮影	10CN	撮影	10CN	撮影	10CN	撮影	10CN
	個体数	補正	個体数	補正	個体数	補正	個体数	補正	個体数	補正	個体数	補正	個体数	補正	個体数	補正	個体数	補正	個体数	補正
ニホンザル <i>Macaca fuscata</i>	302	0.693	236	0.692	323	0.589	182	0.300	399	0.628	201	0.287	378	0.512	144	0.227	424	0.691	82	0.125
キツネ <i>Vulpes vulpes</i>	59	0.135	58	0.170	121	0.221	95	0.157	123	0.194	210	0.300	735	0.995	81	0.128	862	1.405	204	0.311
ヌキ <i>Nyctereutes procyonoides</i>	45	0.103	122	0.358	358	0.653	314	0.518	459	0.722	403	0.576	536	0.726	116	0.183	830	1.353	583	0.889
イヌ <i>Canis familiari</i>			2	0.006	1	0.002	8	0.013	4	0.006	3	0.004								0.000
ツキノウグマ <i>Ursus thibetanus</i>	31	0.071	67	0.196	166	0.303	88	0.145	237	0.373	99	0.141	195	0.264	35	0.055	425	0.693	81	0.124
アライグマ <i>Procyon lotor</i>			2	0.006													1	0.002		0.000
テン <i>Martes melampus</i>	10	0.023	33	0.097	51	0.093	41	0.068	97	0.153	113	0.161	89	0.120	15	0.024	91	0.148	39	0.059
イタチ <i>Mustela itatsi</i>	2	0.005	5	0.015	2	0.004	4	0.007	19	0.030	10	0.014	19	0.026	0	0.000	16	0.026	3	0.005
アナグマ <i>Meles anakuma</i>	23	0.053	83	0.243	354	0.646	298	0.492	287	0.452	209	0.299	211	0.286	97	0.153	292	0.476	109	0.166
ハクビシン <i>Paguma larvata</i>	1	0.002	60	0.176	91	0.166	159	0.262	167	0.263	218	0.311	260	0.352	62	0.098	67	0.109	60	0.091
イエネコ <i>Felis catus</i>	5	0.011	6	0.018	23	0.042	7	0.012	138	0.217	9	0.013	21	0.028	4	0.006	7	0.011	17	0.026
イノシシ <i>Sus scrofa</i>													6	0.008	4	0.006	28	0.046	47	0.072
ニホンジカ <i>Cervus nippon</i>	4	0.009	4	0.012	9	0.016	12	0.020	8	0.013	6	0.009	15	0.020	39	0.062	137	0.223	89	0.136
カモシカ <i>Capricornis crispus</i>	74	0.170	182	0.534	284	0.518	232	0.383	277	0.436	350	0.500	363	0.491	116	0.183	346	0.564	216	0.329
ニホンリス <i>Sciurus lis</i>	1	0.002	1	0.003	7	0.013	26	0.043	79	0.124	21	0.030	89	0.120	70	0.111	47	0.077	26	0.040
ニホノウサギ <i>Lepus brachyurus</i>	35	0.080	155	0.455	124	0.226	116	0.191	349	0.549	175	0.250	153	0.207	59	0.093	114	0.186	104	0.159

※CN = カメラナイト数

注 1) 設置地点数 : H27 = 28 地点、H28 = 20 地点、H29 = 30 地点、H30 = 32 地点、R1 = 32 地点、

R2 = 32 地点、R3 = 32 地点、R4 = 35 地点、R5 = 35 地点、R6 = 35 地点。

※調査期間 : 2015 年～2024 年の 4 月～11 月

令和6年度
白神山地周辺地域における
中・大型哺乳類調査 報告書
(秋田県側)
－ 抜 粹 －

令和7年3月

林野庁 東北森林管理局

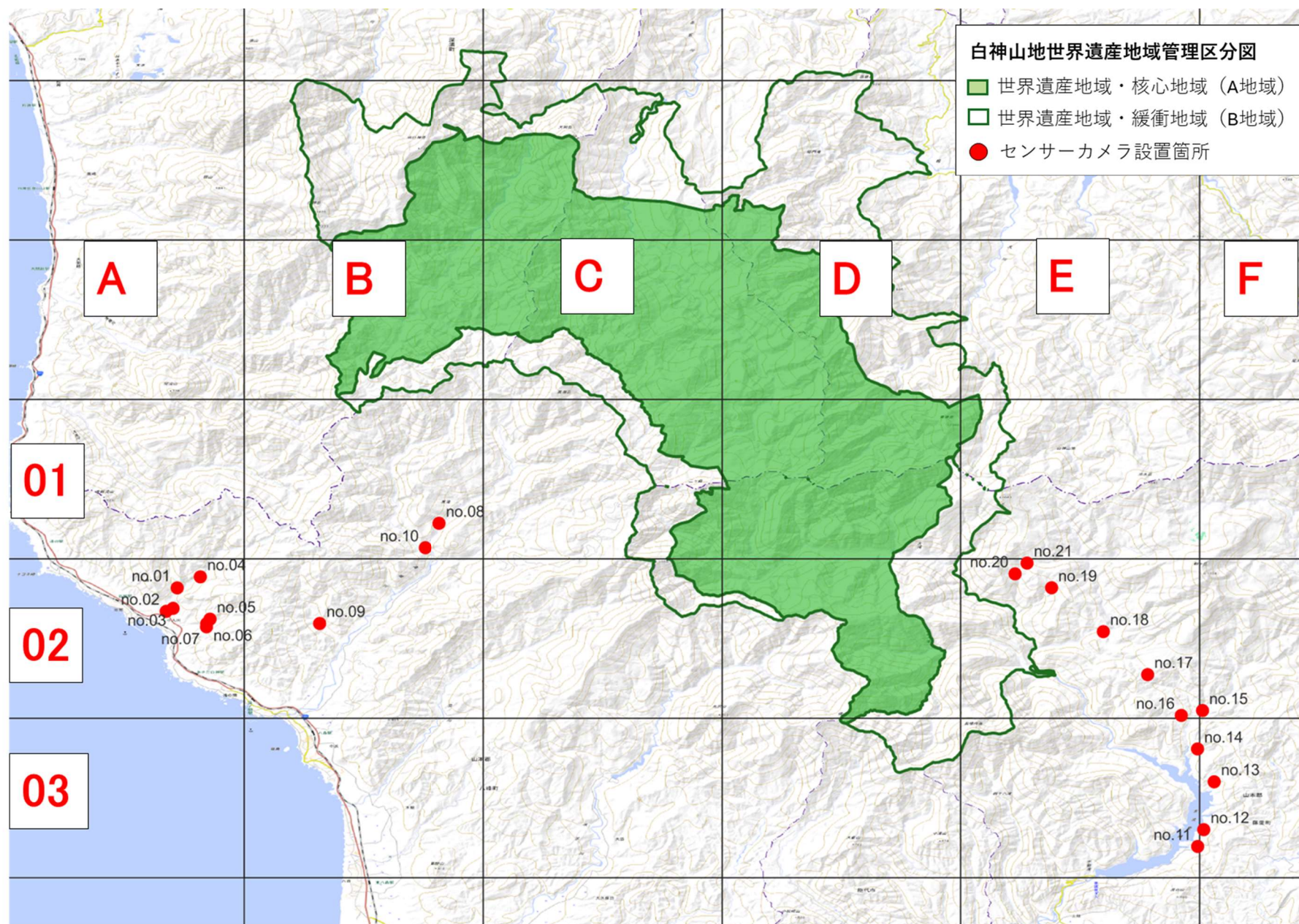


図 I.1 調査地区位置図(5km メッシュ)

表Ⅱ.1 センサーカメラによる調査地点別の確認種・個体数¹⁾(30分インターバルを想定)

分類	種名	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10	No.11	No.12	No.13	No.14	No.15	No.16	No.17	No.18	No.19	No.20	No.21	合計
哺乳類	ニホンサル <i>Macaca fuscata</i>	4			2	13	2	1	13	4		4			39	2		7	8	84	1	3	187
	キツネ <i>Vulpes vulpes</i>	30	1	4	1	39	20		55	1	2	2	1	29	85		1	98	11	80	7		467
	タヌキ <i>Nyctereutes procyonoides</i>	19	6	9	11	147	25	1	38	7		7	1	2	79	9		35	21	50	4		471
	ツキノアゲマ <i>Ursus thibetanus</i>	1		2		4	3	1	22	2	2	3		20	13	2	4	12	8	25	29	5	158
	テン <i>Martes melampus</i>	8			1	6	2		2			2			18	2		9	2	11	2		65
	イタチ <i>Mustela itatsi</i>			2		1	1																4
	アゲマ <i>Meles anakuma</i>	6		4		10	9			2		5			11			1	3	1			52
	ハクビシン <i>Paguma larvata</i>	28	1	9	3	1	24		13	11			1		3			14	19	11	2		140
	イエネコ <i>Felis catus</i>	2					1																3
	イノシシ <i>Sus scrofa</i>	1		1		2	1					4		3				1					13
	ニホンジカ <i>Cervus nippon</i>	1		1	1	3			1		1	4	2	32	5		1	6	6	2	1		67
	カモシカ <i>Capricornis crispus</i>			11		5	10	11	8	13		9	1	28	11	1		1		15			124
	ニホンリス <i>Sciurus lis</i>		2																				2
	ニホンウサギ <i>Lepus brachyurus</i>				1	1			1						2		6						11
	不明ネズミ類								1														1
	不明哺乳類				1	1			5					1	1			3	1	1			14
鳥類	ヤマトリ <i>Syrmaticus soemmerringii scintillans</i>					1														9	1		11
	キンバト <i>Streptopelia orientalis</i>	4	2	3		2	5					1			7			1		28	1		54
	フクロウ <i>Strix uralensis</i>						1													1			2
	カケス <i>Garrulus glandarius japonicus</i>	1		1		1						1		2	2					2			10
	トラツグミ <i>Zoothera dauma aurea</i>		1													1							2
	クロツグミ <i>Turdus cardis</i>		1											1									2
	シロハラ <i>Turdus pallidus</i>		1																				1
	ホオジロ <i>Emberiza cioides</i>															1							1
	不明鳥類																			1			1
個体数合計		105	15	47	21	237	104	14	159	40	5	42	6	118	276	18	12	188	79	320	48	8	1863
種数合計 ²⁾		12	8	11	7	15	13	4	9	7	3	11	5	8	12	7	4	11	8	13	9	2	22

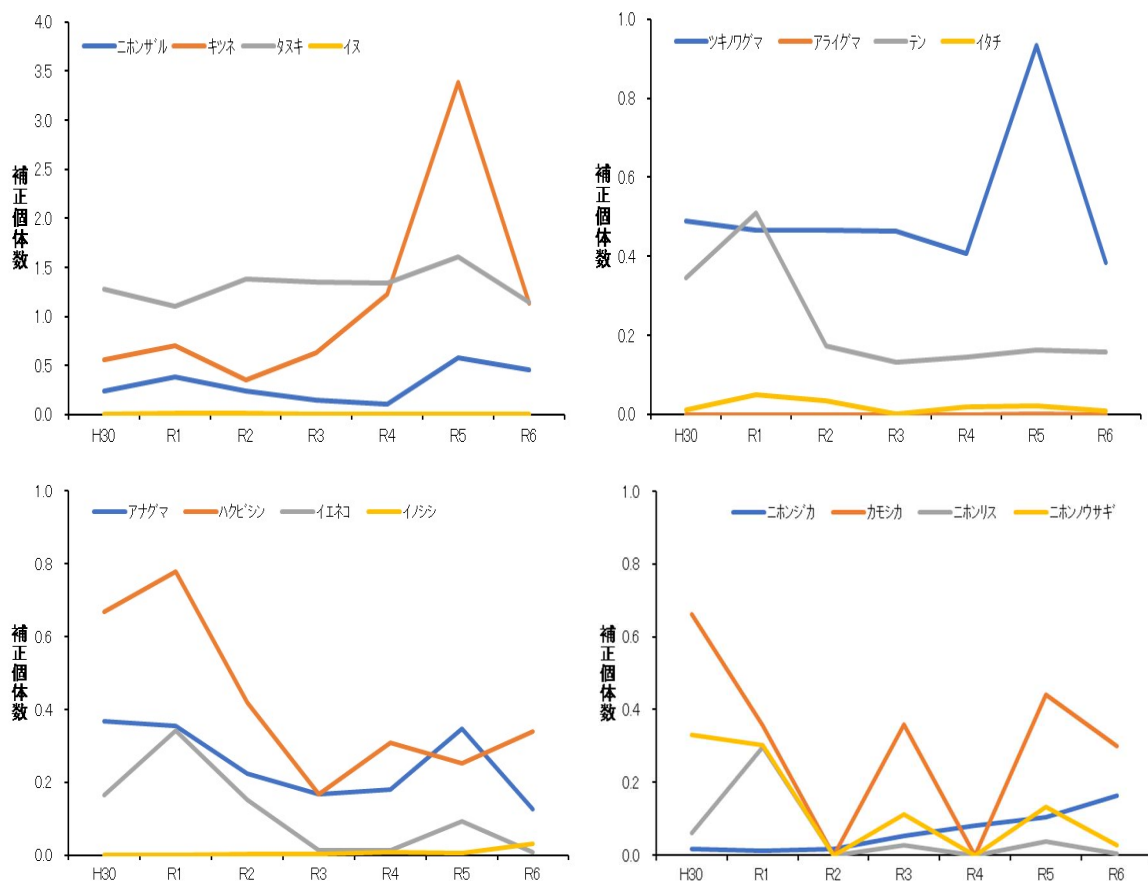
1) 連写の場合は、一連の撮影で写った最大個体数 2) 不明種は種数に含めていない

※調査期間：2024年4月～11月

6. 経年変化（30 分インターバル想定）

平成 30 年度調査からの 30 分インターバル補正による種別の経年変化を図Ⅱ.13、表Ⅱ.6 に示す。表Ⅱ.6 に示した本年度調査（R6）のカメラナイト数 4127CN の内訳を表Ⅱ.7 に示す。

経年的にみると、ニホンジカでは徐々に増加する傾向がみられたほか、イノシシが本年度の調査で僅かに上昇の傾向を示した。



図Ⅱ.13 平成 30 年度～令和 6 年度における哺乳類の種別の経年変化(30 分インターバル)

※調査期間：2018 年～2024 年の 4 月～11 月

表Ⅱ.6 各哺乳類種の経年撮影個体数(30 分インターバル)

種名	H30 (5110CN)		R1 (5424CN)		R2 (5637CN)		R3 (5590CN)		R4 (4896CN)		R5 (4909CN)		R6 (4127CN)	
	撮影 個体数	10CN 補正	撮影 個体数	10CN 補正	撮影 個体数	10CN 補正	撮影 個体数	10CN 補正	撮影 個体数	10CN 補正	撮影 個体数	10CN 補正	撮影 個体数	10CN 補正
ニホンサル <i>Macaca fuscata</i>	122	0.239	206	0.380	133	0.236	85	0.152	50	0.102	285	0.581	187	0.453
キツネ <i>Vulpes vulpes</i>	284	0.556	379	0.699	198	0.351	355	0.635	601	1.228	1661	3.384	467	1.132
ヌキ <i>Nyctereutes procyonoides</i>	655	1.282	601	1.108	780	1.384	754	1.349	657	1.342	789	1.607	471	1.141
イヌ <i>Canis familiaris</i>			5	0.009	7	0.012					2	0.004		
ツキノウグマ <i>Ursus thibetanus</i>	250	0.489	253	0.466	262	0.465	259	0.463	200	0.408	458	0.933	158	0.383
アラウグマ <i>Procyon lotor</i>											1	0.002		
テン <i>Martes melampus</i>	176	0.344	276	0.509	98	0.174	74	0.132	71	0.145	80	0.163	65	0.157
イタチ <i>Mustela itatsi</i>	6	0.012	27	0.050	19	0.034			9	0.018	11	0.022	4	0.010
アナグマ <i>Meles anakuma</i>	188	0.368	192	0.354	126	0.224	94	0.168	88	0.180	170	0.346	52	0.126
ハクビシン <i>Paguma larvata</i>	342	0.669	422	0.778	236	0.419	94	0.168	151	0.308	124	0.253	140	0.339
イエネコ <i>Felis catus</i>	84	0.164	185	0.341	85	0.151	7	0.013	6	0.012	46	0.094	3	0.007
イノシシ <i>Sus scrofa</i>					2	0.004	1	0.002	4	0.008	3	0.006	13	0.031
ニホンジカ <i>Cervus nippon</i>	8	0.016	7	0.013	10	0.018	30	0.054	40	0.082	51	0.104	67	0.162
カモシカ <i>Capricornis crispus</i>	339	0.663	193	0.356	301		200	0.358	121		217	0.442	124	0.300
ニホンリス <i>Sciurus lis</i>	31	0.061	161	0.297	83		15	0.027	75		18	0.037	2	0.005
ニホンウサギ <i>Lepus brachyurus</i>	169	0.331	164	0.302	147		63	0.113	36		65	0.132	11	0.027

※CN 数 = カメラナイト数

注 1) 設置地点数 : H30 = 31 地点、R1 = 30 地点、R2 = 30 地点、R3 = 30 地点、R4 = 26 地点、R5 = 28 地点、R6 = 21 地点

※調査期間 : 2018 年～2024 年の 4 月～11 月

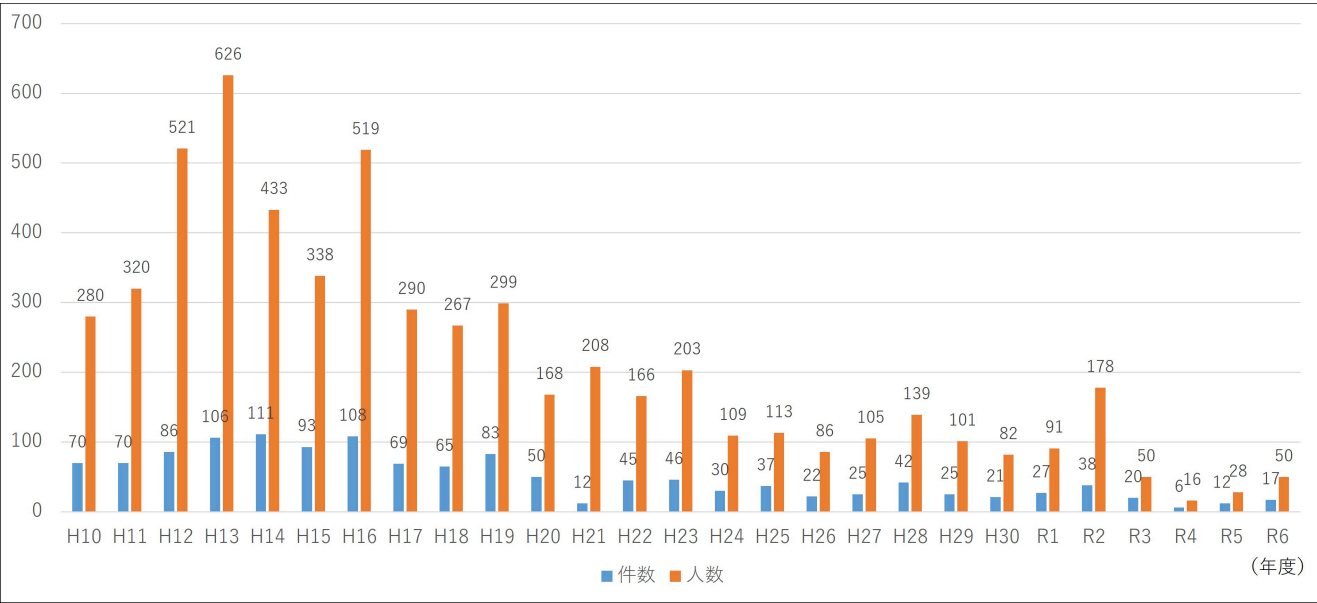
森林管理局へようこそ	報道・広報	森林管理局の仕事	公売・入札情報等	リンク集
------------	-------	----------	----------	------

ホーム > 森林管理局の仕事 > 核心地域への入山状況

核心地域への入山状況

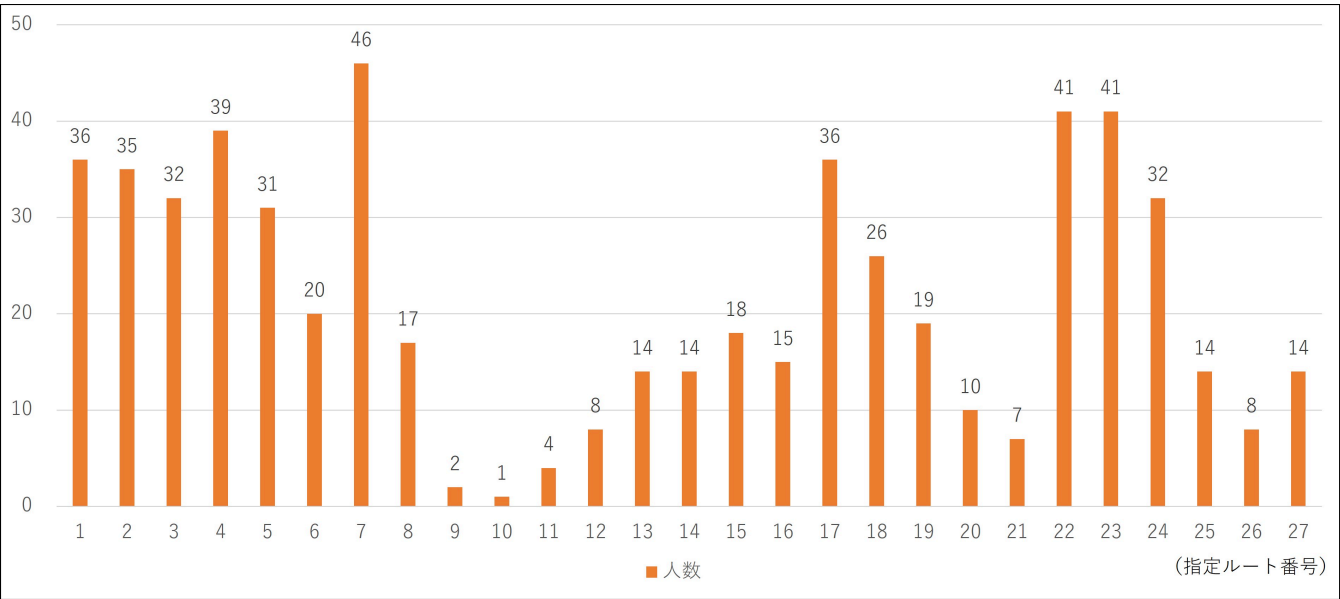
1.入山届出の状況

登山を目的とした入山について、入山届出書の受理の状況は以下のとおりとなっています。



注) 核心地域への入山の取扱い方針に係る細部の取扱いを定めた翌年度（平成10年度）からのデータを掲載。

入山届出による27指定ルート別の入山状況は、以下のとおりとなっています。

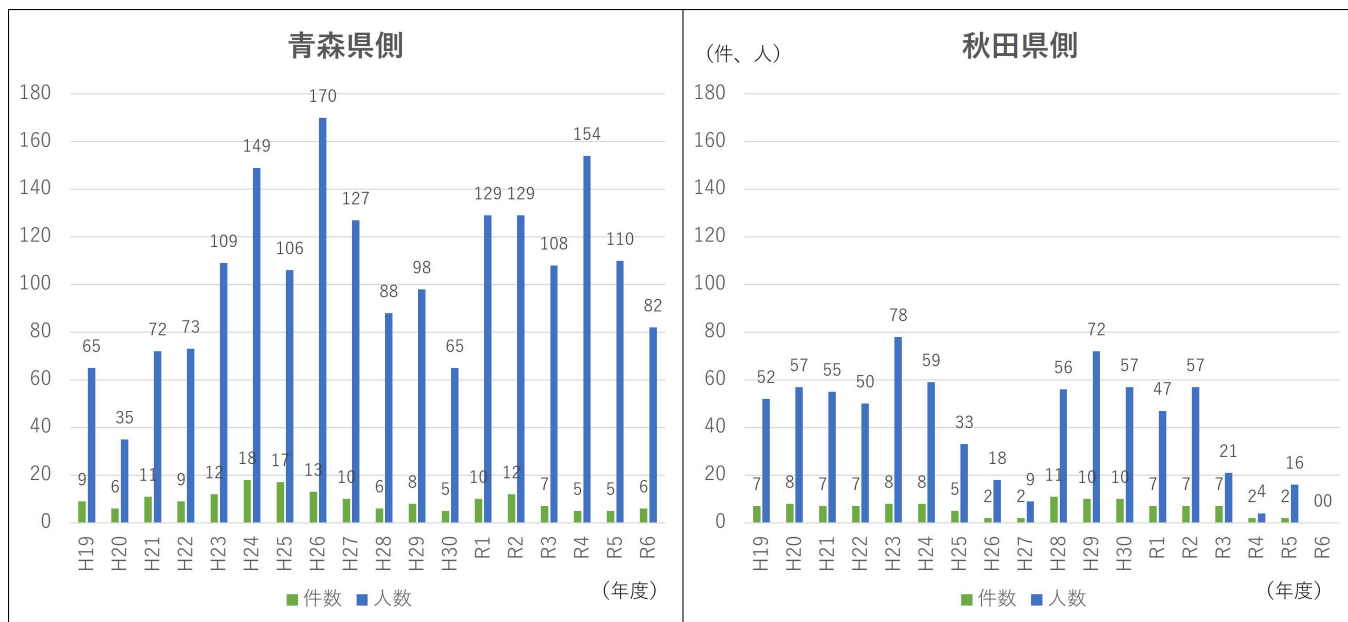


注) データが存在する平成18年度から令和6年度までの19年間について、1年間に平均した指定ルート別の入山人数。

※白神山地入山指定ルート位置図を含む核心地域内指定ルートの現地状況は、こちらをご覧ください。→ [核心地域内指定ルートの現地状況\(PDF: 1,193KB\)](#)

2.入山許可の状況

登山以外の学術研究や報道機関の取材等を目的とした入山について、入山許可証の交付の状況は以下のとおりとなっています。



注) 秋田県側でデータが存在する平成19年度からに合わせて、青森県側も掲載。

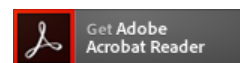
お問合せ先

計画保全部

担当者：自然遺産保全調整官

ダイヤルイン：018-836-2489

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



関連リンク集

林野庁
トップページへ

東北森林管理局

住所：〒010-8550 秋田県秋田市中通5丁目9番16号
電話：018-836-2014（代表）
法人番号：4000012080002

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#) [ウェブアクセシビリティ](#)

このページ
の先頭へ

Copyright：TOHOKU Regional Forest Office

核心地域内指定ルート の現地状況

登山者の皆さんへ

指定ルートは、あらゆる場面において、自らの責任で安全を確保できる登山者だけが入山できる箇所、一般登山者向けのコースではありません。

下記事項に十分留意し、事故や遭難のないよう注意して入山して下さい。



【共通事項】

1 指定ルートは、いずれも既存歩道や関連ルートを経由して入山する奥地であり、日帰りできる箇所はごく一部に限られています。また歩道としての整備や標識の設置等は一切行われていないことから、危険箇所や迷いやすい箇所が数多くあります。

2 白神山地は地形が急峻で、絶えず崩壊等が発生しており、指定ルートにおいても融雪や豪雨のため落石や崩壊が発生している可能性があります。このため常に気象等の情報収集に努め、気象や現地の状況によっては速やかに引き返す心構えが必要です。

3 指定ルート内では携帯電話等はほとんど使用不可能です。また遭難した場合でもヘリコプターによる救助が困難な場所です。

4 指定ルートに入山するにはキャンプの装備、沢登りの技術、落石の危険性や地形図の判読能力、万が一事故が発生した場合のセルフレスキュー技術など、登山に関する高度な知識、経験、技術、体力、装備が必要とされます。

溪流ルート

1 溪流沿いのルートには大小様々な滝や淵、大転石の堆積、岩盤露出、落石崩壊箇所などが随所にあり、転落、転倒、落石などの危険箇所が数多くあります。ザイルやヘルメットが必要な箇所もあります。

●ルート6、8、9、10、14、19、20など

2 豪雨により溪流が増水した場合は、ルートの途中から安全に下山できるルートがほとんどないことから、予定通りに下山できないことが予想されます。

●ルート1～6、16～20など

3 溪流ルートでは小沢が複雑に枝分かれしています。このため、沢の選定を誤ると正規のルートを見失う危険性があります。

●ルート7、11、12、27など

山腹ルート

1 山腹のルートは、背丈を超えるブッシュで見通しの全くきかない箇所やルート跡が全くない箇所、平坦地のためルートを見失う危険性の大きな箇所があります。

●ルート21、25、26、27など

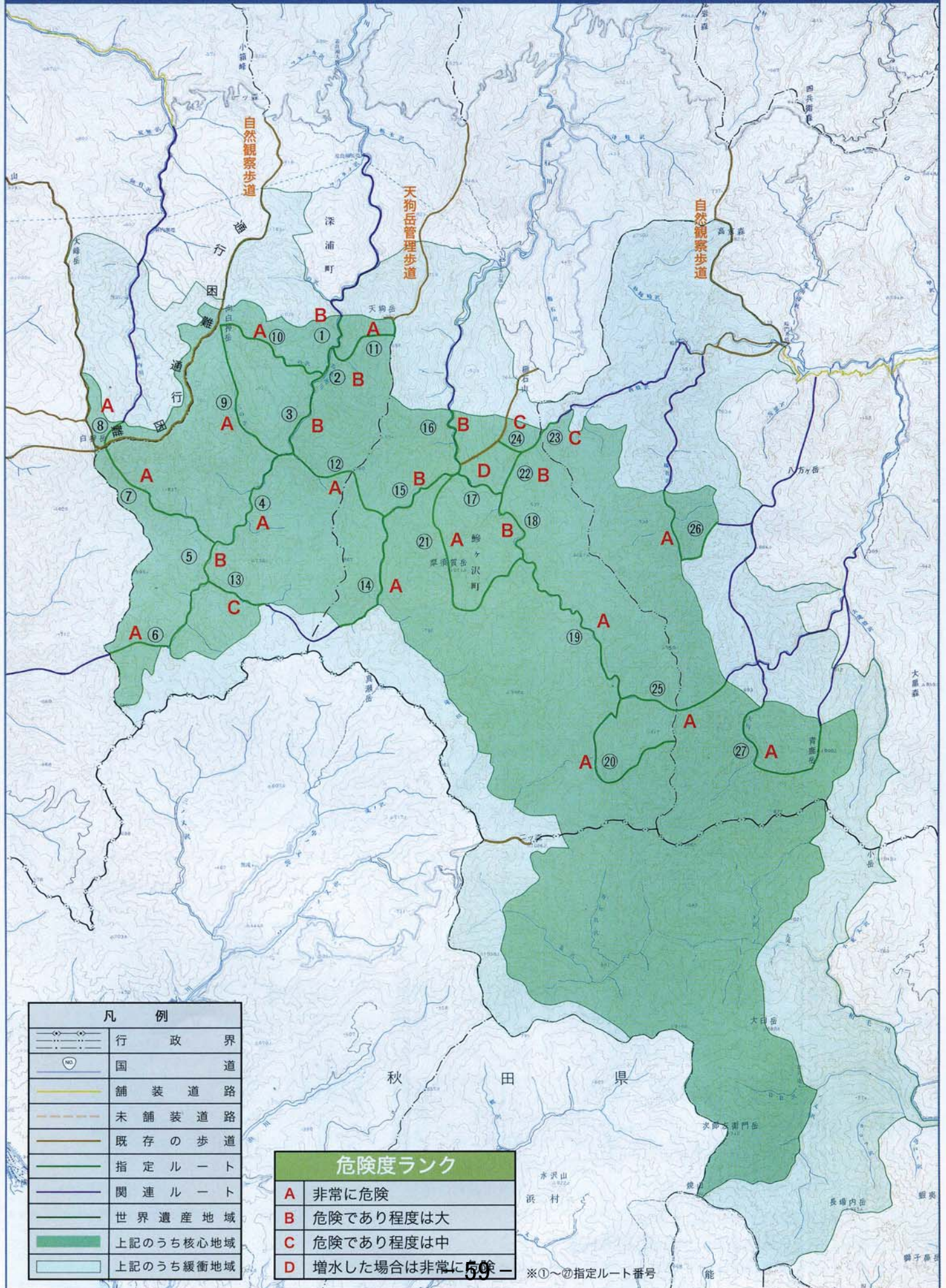
2 部分的に踏み分け跡の残る箇所もありますが、登山者等の入り込み状況によっては不明瞭となり、ルートを見失う危険性がある箇所もあります。

●ルート23、24など

白神山地世界遺産地域連絡会議

環境省東北地方環境事務所
林野庁東北森林管理局・青森事務所
青森県・青森県教育委員会
秋田県・秋田県教育委員会

白神山地入山指定ルート 位置図



指定ルート現地状況一覧表

ルート番号	延長(km)	ルートタイプ	流域区分	ルート危険度		ルートの状況
				ランク	危険度の高い調査項目	
1	0.8	溪流-1	追良瀬川	B	①②④⑦	起点にゴルジュ(渓谷)あり。ザイルのある巻き道あり。急傾斜で足場がよくない。
2	0.7	溪流-1	追良瀬川	B	②	通常は膝下程度の水深。転石あり。
3	2.2	溪流-1	追良瀬川	B	②④⑥⑦	露岩し、深淵の箇所があり。水深は腰下まで。
4	2.7	溪流-1	追良瀬川	A	②④⑦	露岩、深淵、ゴルジュが点在し高巻き箇所があり。滑りやすい。水深は股下程度だが増水時は非常に危険な箇所あり。
5	0.8	溪流-1	追良瀬川	B	②	起点に大きな深淵あり。高巻き道あり。
6	2.9	溪流-2	追良瀬川	A	①②③④⑤⑦	本流は穏やか。支流は大転石が渓谷に堆積。上流に黒滝があり巻き道があるが非常に危険。最上流部は猛烈な藪。
7	3.2	溪流-2	追良瀬川	A	②③④⑤⑦	支流が複雑に枝分かれし、非常に迷いやすい。高巻きの必要な滝もあり危険。最上流部は急勾配で猛烈な藪。
8	0.7	溪流-2	笹内川	A	③④⑦	大小の滝の連続。露岩して滑りやすい。転落の危険性大。ザイルを要す。上部は激しい藪。
9	3.0	溪流-2	追良瀬川	A	④⑦⑧	大小の滝の連続。ほとんど岩壁状態。岩登りの技術・装備が必要。
10	2.6	複合	追良瀬川	A	④⑦⑧	大小の滝の連続。ほとんど岩壁状態。岩登りの技術・装備が必要。
11	1.7	複合	追良瀬川	A	①②④⑤⑦	中流部は滝の連続で巻き道選定が難しい。上流部は支流のルート選定が難しい。最上部は激しい藪。
12	2.6	溪流-2	追良瀬・赤石	A	③④⑤	追良瀬川流域側は高巻きが必要な滝が数カ所あり。赤石川流域を含めて尾根越えのルート選定が難しい。
13	1.4	溪流-1	追良瀬川	C	⑥	勾配は緩く溪相は穏やか。増水した場合が危険。秋田県側から入りやすいルート。
14	2.8	溪流-1	赤石川	A	②	本流の滝川は大転石と深淵の箇所あり。支流の西の沢は急勾配で渓谷に転石が堆積。
15	1.8	溪流-1	赤石川	B	③④⑥	下流部に転石が堆積しているが勾配は緩い。崩壊地があり落石の危険箇所あり。
16	1.4	溪流-1	赤石川	B	⑦	勾配は緩いが露岩して滑りやすい箇所あり。水深の深い箇所もあり。
17	1.1	溪流-1	赤石川	D		川幅もあり特に深場もなく歩きやすいが。増水した場合は非常に危険。
18	1.9	溪流-1	赤石川	B	④⑦	露岩した深場があり、横ばい歩行の必要な狭い箇所あり。巻き道の選定が必要。
19	4.4	溪流-1	赤石川	A	④	下流に石滝、上流に魚止の滝があり。魚止の滝は落差もあり危険。ザイルを要す。
20	3.8	溪流-2	赤石川	A	①⑦	ルート中間に滝がありザイルを要す。上流部は滝の連続。ザイルを要す。
21	4.8	複合	赤石川	A	②⑤	大半が猛烈な藪。平坦な箇所もあり非常に迷いやすい。下りは特に要注意。
22	1.1	溪流-1	赤石川	B	⑤	滝の連続。巻き道があるが判然としない。岩盤で滑りやすい。上流部は歩きやすい。
23	0.9	複合	赤石・暗門川	C	②⑤	峠付近のルートが不明瞭。赤石川流域側は利用が少ないとルートが判然としない可能性あり。
24	0.4	山腹	赤石川	C	①	ルート途中に急勾配箇所あり。利用が少ないとルートが判然としない可能性あり。
25	2.5	複合	赤石・大川	A	②③⑤⑦	峠付近がルートが不明瞭で迷いやすい。特に大川流域側は急傾斜で滑りやすく非常に危険。
26	2.6	複合	暗門川	A	②④⑤⑦	溪流部は大小の滝があり巻き道も岩盤で危険。溪流上部から尾根は藪こぎ。下りはルートが非常に分かりにくい。
27	3.5	複合	大川	A	②③⑤	本流は滝、ゴルジュ、落石崩壊地があり。上流部は滝や崖の支流があり、下りは特に危険。尾根は激しい藪。

(注)延長は2万5千分地形図から計測

凡例-1

ルートタイプ

溪流-1	流水のある溪流
溪流-2	沢源流部までを含んだ溪流
複合	溪流と山腹の複合

凡例-2

危険度ランク

A	非常に危険
B	危険であり程度は大
C	危険であり程度は中
D	増水した場合は非常に危険

※調査項目ランクの最大ランクを採用

凡例-3

危険度の高い調査項目

①	ルートの幅・勾配	⑤	ルート判然度
②	歩行障害物	⑥	水深
③	落石	⑦	露岩
④	転落・滝	⑧	ザイル等の必要性

※その他 ここに記載した内容は平成13・14年度の調査時点のものです。

[注1]危険度ランクは、各ルートの区間のみを評価したものであり、歩道起点からルートに至る途中の状況は考慮していない。

[注2]危険度ランクは、無積雪期で岩登り等の装備を用いず、気象条件等も良好な状態を基準にランク付けしたものです。

白神の絆

フタリシズカ



【発行】林野庁 東北森林管理局

住所：青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野 70-82

津軽白神森林生態系保全センター

TEL：0173(72)2931

令和7年度第1回白神山地地域巡視員会議を開催しました

令和7年6月3日（月）、西目屋村中央公民館において令和7年度第1回白神山地世界遺産地域巡視員会議を開催しました。

会議には、巡視員6名（東北森林管理局長委嘱巡視員3名、青森県知事委嘱巡視員3名）及び環境省東北地方環境事務所、東北森林管理局、青森県、西目屋村、鰺ヶ沢町、深浦町などの関係機関合わせて28名が出席しました。

開会にあたり東北森林管理局門脇計画保全部長より「白神山地世界遺産地域でのボランティアによる巡視活動にご理解、ご協力いただき感謝しています。近年焚火等の違反行為は減少傾向にあるが、条件が揃えば山火事のリスクがあることから、ルール違反防止やマナー向上を促進する巡視活動の重要性について改めて感じている。また、ナラ枯れやニホンジカの侵入状況の把握のため、被害情報、目撃情報の共有もお願いしたい。巡視活動にあたっては安全対策を十分にご留意いただきたい。」旨の挨拶があり、続いて新規ボランティア巡視員2名の紹介を行った後、議事に入りました。

会議では、各機関の今年度の主な事業計画、巡視活動、合同パトロールの実施、合同パトロールにおける大学生を対象とした1日巡視員の募集試行、安全対策等について説明が行われました。

合同パトロールにおける大学生を対象とした1日巡視員の募集試行は、巡視員の高齢化が進行しつつある状況であることから、巡視員の後継者の確保に向けた取組の一環として昨年度から始めたもので、昨年度は大学生1名の応募があったことから、今年度2回予定されている合同パトロールでも募集を行うとの説明がありました。

各説明後意見交換が行われ、最後に津軽森林管理署山田署長の閉会の挨拶をもって



会議の様子



門脇計画保全部長挨拶

閉会となりました。

今年度も引き続き巡視員の方々及び関係機関と連携して白神山地世界遺産地域の保全管理に取り組んでいきたいと思ひます。

深浦・いわさき小学校森林体験学習を開催

令和7年6月17日（火）深浦町にある十二湖青池付近で深浦小学校4年生16人岩崎小学校4年生7人計23人を対象とした森林体験学習を津軽森林管理署及び深浦町と協力して行いました。

十二湖に行くまでは濃霧と霧雨で開催が心配されましたが、着いてからは曇りとなり霧も晴れて無事開催されました。

児童を6班に分けネイチャーゲームと丸太切り体験を行いました。

ネイチャーゲームは12種類の植物の葉っぱの写真を頼りに探すというものでした。

似たような葉っぱを探し丸いやトゲの有る、何枚に分かれているかなど植物の葉の特徴等をとらえて探しながら青池に向かいました。

残念なことに当日は曇りで、子供達も「青池じゃない」「魚が見えない」などと言うほど青池は青くありませんでした。天気の良い日はとても透明感のある美しい青色なのですが・・・。

丸太切りではスギとエンジュの直径約10～12cmの丸太を切りました。

ほとんどの児童が初めてとのことと、ちょうど晴れてきて日差しが強くなり「暑い」と言いながらも、丸太を一生懸命切っていました。また、周りの児童も「がんばれ！がんばれ！」と一緒に応援している姿が印象的でした。

最後集合してから、感想を児童たちに聞いたところ、「葉っぱ探しが難しかった」「丸太切りが楽しかった」等たくさんの感想を頂きました。

ケガや熱中症など無く無事に終わることができ良かったです。



青池を観賞中



丸太切りの様子



閉会式の様子



【発行】林野庁 東北森林管理局

住所：青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野 70-82

津軽白神森林生態系保全センター

TEL：0173(72)2931

第1回自然再生活動を開催しました

津軽白神森林生態系保全センターでは、平成21年3月に策定された「白神山地周辺地域自然再生計画書」に基づき、平成22年度より自然再生活動として一般参加者を対象にブナ等広葉樹の苗木の採取及び植樹体験を実施しております。

今年度1回目は6月28日土曜日に西目屋村鬼川辺国有林180ろ2林小班内にて当日の参加者7名とセンター職員4名で実施しました。実施内容は予め当センターが近隣から採取し仮植していたブナ、ミズナラ、イタヤカエデ、トチノキ稚樹約20本の掘り取り植え付け作業を実施しました。

当日は、天気がとても良くて気温も高く、こまめな水分補給をしながらのハードな作業でしたが、皆さん頑張って作業されておられました。その後、昨年度2回植え付け作業を実施した箇所を見学頂きながら、植え付けしたブナ等が元気に育っている姿を実感していただきました。

午後からは、津軽峠までバスで移動して白神岳、高倉森を遠望してから、昨年春枯死した白神のシンボルだったマザーツリーの現在の姿を見学していただき、その後、ぶな巨木ふれあいの径を、約1時間ほど掛けて散策し、最後に、マザーツリー後継の白神いざないツリーを鑑賞して白神山地の森林の雄大さを実感していただき、第1回自然再生活動を終了しました。また、参加者からは、「初めての植栽で、どの程度の大きさのものを、どのように植えるのか興味があった。」「自然再生活動に参加出来、楽しかった。」「昨年の苗木の成長ぶりを目で確認できたことに対し、とても感動しました。」など、たくさんの感想をいただきました。

当センターでは、秋にも第2回自然再生活動を実施する予定となっております。ぜひとも、また参加をいただき世界自然遺産地域での植え付け作業を体験していただければと思います。最後になりますが、皆さんの元気に頑張って活動している姿が、いまだに、目に焼き付いている今日この頃です。



植え付け作業の様子



いざないツリーで記念撮影

尾上総合高校生徒がオオハンゴンソウ駆除作業を体験

県立尾上総合高等学校から体験学習の依頼を受け、令和7年7月1日（火）、西目屋村白神ライン沿いの国有林内で当センターが令和5年度から行っている特定外来生物に指定されているオオハンゴンソウの駆除活動に生徒4名に参加してもらいました。この駆除活動には他に環境省西目屋保護官事務所、白神山地ビジターセンター、津軽森林管理署からも参加していただき、総勢14名で実施しました。

尾上総合高校では「課題研究」の授業で、生徒自ら地域の課題についてテーマを設定し研究していて、今回は「白神山地の外来植物を減らすには」というテーマで研究しているグループが、体験学習として参加しました。

今年は時期が早かったためか、オオハンゴンソウの黄色い花はまだ咲いておらず、草丈も10～20cm位の小さいものがほとんどで、葉っぱの形や触ってみてザラザラするなどの特徴を見ながら判別するのですが、最初はなかなか見分けがつかず、環境省西目屋保護官事務所の職員に教わりながら見分けていました。

また、オオハンゴンソウを駆除するために根まで取り除く必要があるのですが、今回のオオハンゴンソウが生えている場所は作業道脇で砂利や石が多く埋まっているところで、根が石の間に入り込んでいて、スコップもなかなか入っていかず、生徒たちは慣れないつるはしや鍬を使って一生懸命に掘り取り作業を行いました。

汗をかきながら30分以上作業をしたところ、草丈約10cm～約60cm、合計100本以上のオオハンゴンソウを掘り取ることができました。生徒からは「もっと簡単に抜けると思っていた。想像以上に大変な作業だった。」などと感想がきかれました。

掘り取ったオオハンゴンソウは当センターで乾燥させ枯らしてから処分しました。

このオオハンゴンソウ駆除作業は今年で3年目になりますが、まだ同じ場所に生えてきているのを見ると繁殖力の強さを感じます。しかし、暗門の近くの白神ライン沿いでオオハンゴンソウが生えているのは現在のところこの場所だけなので、白神山地世界遺産地域の森林生態系に影響を及ぼさないよう、これ以上広げないため駆除を続けていきたいと思います。



掘り取り前のオオハンゴンソウ



つるはしを使って掘っています



掘り取ったオオハンゴンソウと
記念写真

白 神 通 信



白神山地のアカショウビン（2016年7月 八峰町にて 撮影：盛一樹）

[contents]

- ◆ 藤里学園総合学習「地域探訪 森林の保全」・・・・・・・・・・ P2
- ◆ 令和6年度第1回白神山地世界遺産地域巡視員会議（秋田県側）・・・・ P3
- ◆ 能代高校二ツ井キャンパス校生の植林体験・・・・・・・・・・ P4
- ◆ 特定外来生物 オオハンゴンソウ駆除・・・・・・・・・・ P5
- ◆ 岳岱自然観察教育林へのアクセス道解放に向けて・・・・・・・・ P6

藤里森林生態系保全センター 令和6年9月20日 No.110

藤里学園総合学習「地域探訪 森林の保全」

令和6年5月8日、藤里学園7年生 15 名が、総合学習「地域探訪 森林の保全」のため、当センターを訪れました。

座学として当センター所長による、パワーポイントを用いた「白神山地とは」、「何が素晴らしいのか」「白神山地を保全するために誰が何を行っているのか」などを講義しました。

生徒たちは地元の白神山地に関心を寄せながら、熱心にメモを取り学習していました。



白神山地の素晴らしさと保全を講義



熱心にメモを取りながら学習

座学の後には、童心に帰って木育です。藤里学園7年生ということで、木育の定番「もっくん」ではなく、実用的な「木製ネームプレート」を製作しました。

生徒それぞれ創意工夫しながら、オリジナリティあふれる作品に仕上げていました。



好きな形を選んで



創意工夫しながら作成



見せあいながら作りました

令和6年度第1回白神山地世界遺産地域 巡視員会議(秋田県側)

令和6年6月4日、八峰町文化交流センター「ファガス」を会場に、令和6年度第1回白神山地世界遺産地域巡視員会議(秋田県側)が開催され、巡視員18名、白神山地世界遺産地域連絡会議構成機関から19名が参加しました。

まずは、新規巡視員の柴田仁さんへ委嘱状の交付があり、柴田仁さんの紹介と、本人から巡視員としての抱負などをお話いただきました。

その後の議事では、連絡会議構成機関ごとの令和6年度の白神山地に関わる主な事業計画について、環境省東北地方環境事務所、秋田県自然保護課、藤里町、八峰町、能代市、東北森林管理局から説明がありました。

意見交換会では、巡視日誌の記載方法、希少種の見撃情報の報告、巡視員腕章の着用など、巡視活動に関する意見や、ドローンの飛行を目的とした入山者情報などの意見が出されたところです。

今後とも、巡視員や関係機関の情報共有・連絡調整を密にしながら、白神山地の保全管理を進めてまいりたいと考えています。



計画保全部長から巡視員委嘱状の交付



巡視員会議の様子



新規巡視員の柴田仁さん

能代高校二ツ井キャンパス校生の植林体験

令和6年6月14日、藤里町粕毛地内の民有林において、NPO法人あきた白神の森倶楽部による白神プロジェクト(目的:白神山地を教材とした白神学習を通して、世界自然遺産「白神山地」の魅力を伝えることのできる生徒を育成する)の一環として、植林体験が行われました。

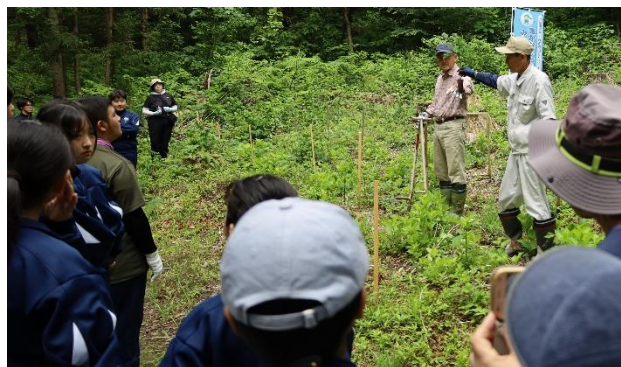
能代高校二ツ井キャンパス校の生徒1年生34名、3年生13名が参加し、当センターは植樹指導のため参加しました。

まずは、NPO法人あきた白神の森倶楽部に集合し、事務局の武田さんほかから、白神山地はブナだけではなく、スギも含めた多種多様な木や植物により森林生態系が形成されていることなどの説明がありました。

その後植林場所に移動し、秋田県林業研究研修センターの澤田さん、有限会社田村山林緑化農園の田村さんから、スギコンテナ苗の特性やディブル(地面に苗木の植穴をあける道具)を用いた植林方法の説明がありました。

今年の植林場所は地面が堅い場所が多く、生徒たちはディブルで植穴を開けるのに苦労していましたが、パワフルな男子が植穴を開け女子が植えるなど、チームワークを発揮しながら150本のスギコンテナ苗を植林しました。

白神プロジェクトでは植林のほか、自然林散策やフォトコンテストなど幅広い活動をされているとことで、白神山地の魅力を広く伝えることができる生徒に育つことを期待しています。



スギコンテナ苗の特性と植え方の説明



丁寧に植えています



地面が硬くて大変



パワフルな男子の植穴開け

特定外来生物 オオハンゴンソウ駆除

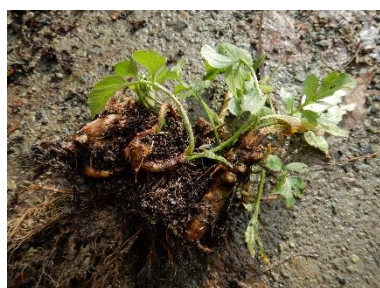
令和6年8月24日、白神山地周辺の粕毛林道沿線において、白神山地世界遺産巡視員9名、東北地方環境事務所から3名、東北森林管理局から9名が参加し、繁殖力が強く在来の植物の生育を妨げ、地域の生物多様性が失われる恐れがある、特定外来生物に指定されているオオハンゴンソウの駆除作業を行いました。

巡視員や白神山地関係機関が協働で実施しているこの作業は、今年で3年目になりますが、オオハンゴンソウは多年草で、地中に根だけ存在していたなど発見できなかった個体があることや、新たな種子がヒトや動物により意図せずとも運び込まれることがあり、なかなか完全駆除には至っていません。

「駆除作業の時に発見できなかった」ことを少しでも減らすため、今年は作業開始の前に、新芽から複数年掛けて成長するに伴い葉の形状が大きく変化するオオハンゴンソウのそれぞれの成長過程を写した参考写真を用意し、勉強会を開催し、駆除を行いました。

残暑厳しい中、日陰のない場所での駆除作業を終えた参加者からは、「オオハンゴンソウの葉がここまで形状変化するとは知らなかった。良い勉強になった。」との意見もありました。

粕毛林道沿線にオオハンゴンソウが生息していると、いつか遺産地域に侵入してしまう恐れがあり、今後ともオオハンゴンソウの駆除作業を継続してまいります。



地中の根株から
再生した新芽



新芽



成熟した開花個体

【参考】新芽から複数年掛けて成長するに伴い葉の形状が大きく変化するオオハンゴンソウ

岳岱自然観察教育林へのアクセス道解放に向けて

令和6年8月29日、岳岱自然観察教育林(以下、「岳岱」)及び周辺において、秋田白神ガイド協会と協働しながら、遊歩道等の整備を行いました。岳岱にアクセスする県道西目屋二ツ井線は、法面改良工事のため令和6～7年度は通行止めとなっていますが、紅葉シーズンである10月は解放することから、これに向けた準備作業を行いました。

令和5年春に新規歩道を整備し、冬越しのため回収していたシンボルツリー「岳岱大ブナ」周辺の侵入防止ロープを張り直し、雪圧により損傷した遊歩道杭及び誘導板を修復し、多目的展示施設の冬囲い解放なども行いました。

倒伏した400年ブナの神々しさ、シンボルツリーである「岳岱大ブナ」「こまいぬシナノキ」の威風堂々とした姿も健在です。様々な表情を見せるブナ林の黄葉が楽しみです。アクセス道解放の際は、ぜひ岳岱へお越しください。岳岱より山奥にある田苗代湿原や藤里駒ヶ岳の紅葉も楽しめます。



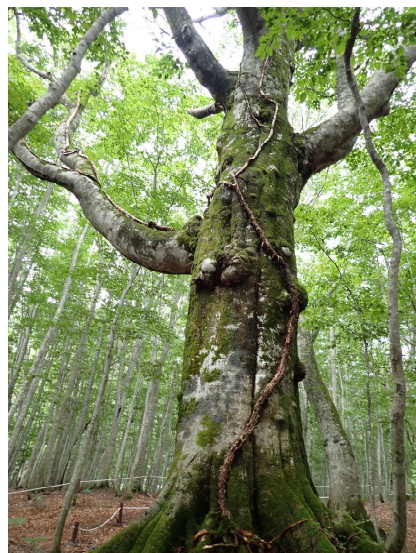
杭の打ち直し



ロープの張り直し



遊歩道再生しました



岳岱大ブナ



こまいぬシナノキ



400年ブナ



(発行) 林野庁 東北森林管理局 藤里森林生態系保全センター

TEL: 0185-79-1003

「白神通信」QRコードはコチラ

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/syo/huzisato/>



東北森林管理局広報
「みどりの東北」
QRコードはコチラ →



藤里森林生態系保全センター
ホームページ QRコードはコチラ →



令和7年度白神山地世界遺産地域及び周辺部における事業計画・実績

機関名 青森県自然保護課

番号	事業名	事業概要（目的・方法・実施内容等）	事業主体（窓口）	備考
1	世界自然遺産地域管理事業	<目的> 入山マナーの向上や自然保護意識の普及啓発を図る。 <実施内容> 白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し、入山者への指導や歩道の巡視等を行う。 <実績> 巡視日数51日（6月末時点）	青森県自然保護課	
2	自然観察歩道等維持管理事業	<目的> 青森県が管理する白神山地周辺の自然観察歩道の安全性及び利便性を確保する。 <実施内容> 緊急性の高い箇所において対策工（笹の刈払いなど）を行う。 <予定> 今年度の刈払いは白神岳（十二湖）コースを予定している。	青森県自然保護課	
3	白神山地ビジターセンターの指定管理者による管理運営	<目的> 白神山地の魅力や自然情報等の発信を行うとともに、自然ふれあい活動を推進する。 <実施内容> 管理運営を行う青森県森林組合連合会（指定期間R5～R9）において、SNSによる情報発信や自然観察会などを実施する。	青森県自然保護課	
4	しらかみアクティビティ・プロモーション事業	<目的> 白神山地の来訪者増加に向けて、アクティビティの活用強化と県内外への魅力発信に取り組む。 <実施内容> 1 体験プログラム予約システムのリニューアル 2 アクティビティ活用強化を図るため、PR動画制作し、各種広報媒体で発信 3 県民が白神山地を身近に体感できるアクティビティ体験会の開催（2日間） 4 市町村と連携し、アウトドアブランドが開催する大規模イベントに白神山地の広域ブースを出展（弘前市・西目屋村・鱒ヶ沢町・深浦町） <実績> 「モンベルフレンドフェアin横浜」において、白神山地の広域ブースを出展（弘前市・西目屋村・鱒ヶ沢町・深浦町・環白神エコツーリズム推進協議会） ※<実施内容 4> 関連	青森県自然保護課	

令和7年度白神山地世界遺産地域及び周辺部における事業計画・実績

機関名 秋田県自然保護課

番号	事業名	事業概要（目的・方法・実施内容等）	事業主体（窓口）	備考
1	白神山地周辺の巡視活動	<目的> 白神山地周辺の自然環境保全地域及び県立自然公園におけるマナー向上を図る。 <方法> 自然環境保全推進員（1名：羽黒山（八峰町））及び自然公園管理員（2名：秋田白神（藤里側）、（八峰側））を配置している。 <実施内容等> 推進員等により、巡視やマナー向上の指導を実施する。	秋田県自然保護課	（全県） 自然環境保全推進員：20名 自然公園管理員：18名
2	白神山地エコツアーリズム推進事業	<目的> 白神山地の環境保全・観光振興の両輪を担うことができる人材を育成する。 また、世界遺産としての価値や魅力を発信し、白神山地におけるエコツアーリズムを推進する。 <方法> ①委託、②県 <実施内容等> ①地域おこし協力隊インターン制度を活用し、白神山地の環境保全・観光振興を展開する事業者と連携を図り、将来的に移住・定着するイメージを醸成する。 ②白神山地エリアにおける体験プログラム等のアクティビティをまとめたデータベースサイトのチラシを作成した。今後、観光事業者等への配布により情報発信を強化する。	秋田県自然保護課	受託者：①（一社）白神コミュニケーションズ
3	白神山地環境教育推進事業	<目的> 白神山地の魅力や環境保全の重要性を学ぶ機会を提供し、将来の担い手を育成する。 <方法> 委託 <実施内容等> ①白神体験塾Ⅰ 県央・南部の小学4～6年生を対象とした森林散策等の自然体験プログラム 実施時期：8月～10月（日帰り計4回） ②白神体験塾Ⅱ 県内の中高生を対象とした自然体験・模擬就業体験プログラム 実施時期：10月（日帰り1回） ③白神体験塾Ⅲ 都市圏で白神山地について学んでいる小学4～6年生を対象とした自然体験、県内の子どもを交えた子どもサミット実施プログラム 実施時期：10月（1泊2日）	秋田県自然保護課	受託者：①～③（一社）白神コミュニケーションズ

番号	事業名	事業概要（目的・方法・実施内容等）	事業主体（窓口）	備考
4	白神山地総合ガイド育成事業	<目的> あきた白神認定ガイドを認定し、白神山地の保全を図り、その価値と魅力を伝えることのできる人材を育成する。 <方法> 委託 <実施内容等> あきた白神認定ガイドの新規認定講習等を実施中（希望者8名） 実施時期：5月～1月 対象：新規認定・更新希望者 内容：山岳・川でのガイディング・ファーストエイド講習	秋田県自然保護課	受託者：（一社）白神コミュニケーションズ
5	世界遺産周辺地域活用対策	<目的> 白神山地世界遺産地域及び周辺地域の適切な保全と活用を図る。 <方法> 白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会の運営等の一部を負担している。 <実施内容等> 藤里館の展示及び自然観察アドバイザーによる白神山地等の情報提供、環境学習、自然観察会を企画・実施する。	秋田県自然保護課	
6	白神山地の麓でのコンテンツ拡大事業	<目的> エリア外の人をメインターゲットに白神山地ブランドを活用しながら近隣の観光コンテンツと結びつけ、広域的な誘客を図る。 <方法> 委託等 <実施内容等> ①白神山地の麓やその周辺で行うコンテンツの磨き上げや発信を実施 ・6/19、7/4にワークショップ提供者の養成のためのワークショップを開催 ・ワークショップの実践の場として、7/19に「木都散歩」を開催。 ②フォトコンテストの実施 ③既存コンテンツを活用した消費拡大事業 8/1に都内で白神検定PRのためのトークイベントを開催予定	秋田県山本地域振興局	①受託者：合同会社のしろ家守舎 ③環白神エコツーリズム推進協議会

番号	事業名	事業概要（目的・方法・実施内容等）	事業主体（窓口）	備考
7	白神山地共同プロモーション	<目的> 首都圏に向け白神山地をPRする。 <方法> JR・青森県と構成する協議会による事業の実施 <実施内容等> 首都圏観光客向けツアー・講座を実施 ・7/16に「世界自然遺産白神山地ブナの学校 東京校 趣味の会講座」を開催 参加者 午前52人・午後47人 ・趣味の会連動ツアー 10/15～10/17 秋田県1泊・青森県1泊実施予定 ・現地発着日帰りツアー9/26、9/28、10/1、10/2、10/4、10/5実施予定 ・現地発着1泊2日ツアー 11/4実施予定	秋田県山本地域振興局	
8	サイクルスタンプラリーの実施	<目的> 白神山地や日本海など、豊富な資源を活かしたサイクルツーリズムを推進する。 <方法> サイクルスタンプラリー等のイベント実施 <実施内容等> これまで造成したサイクルコースの利用を促進するため、スタンプラリー等のイベントを実施し、レンタサイクルの活用促進及びサイクルフレンドリーな店の拡大を図り、地域のサイクルツーリズムを推進する。 4/26～5/11に春のサイクルスタンプラリーを開催。	秋田県山本地域振興局	受託者：ニツ井町商工会
9	白神山地やその周辺地域を活用した管内小中学生向け環境学習・地域学習推進	<目的> 小中学生に白神山地や地元の文化、身近な環境に興味を持ち、郷土に誇りを持ってもらう。 <方法> 世界遺産センター、あきた白神体験センター等と連携 <実施内容等> 小中学生によるガイド体験など 八峰町：7/23、7/30、8/2～8/3、8/16実施予定 藤里町：7/25、8/1、8/4、8/8、8/11実施予定	秋田県山本地域振興局	八峰町：八峰町白神ガイドの会 藤里町：秋田白神ガイド協会

令和7年度白神山地世界遺産地域及び周辺部における事業計画・実績

機関名 西目屋村

番号	事業名	事業概要（目的・方法・実施内容等）	事業主体（窓口）	備考
1	森林環境整備事業	【目的】施設整備、維持補修等の安全対策を行う。 【方法】安全管理対策のための巡視 等。 【実施場所】暗門溪谷ルート、世界遺産の径ブナ林散策道、ぶな巨木ふれあいの径、菅江真澄の道 等。 【実施内容】森林環境整備推進協力を仰ぎ、散策道の維持補修、利用者の安全管理等を実施する。	「白神山地・暗門の滝」森林環境整備推進協議会（事務局：西目屋村及び津軽森林管理署）	
2	情報提供・普及啓発	【目的】豊かな森林環境を維持することにより、快適な利用を促す。 【方法】スタッフ及びガイド団体による呼びかけ。 【実施場所】アクアグリーンビレッジANMON 等。 【実施内容】窓口での観光案内や情報提供のほか、駐車場でのアイドリングストップによる環境保全に対する取り組みについての理解を促す。	（一財）ブナの里白神公社及び各ガイド団体	

令和7年度白神山地世界遺産地域及び周辺部における事業計画・実績

機関名 鱒ヶ沢町

番号	事業名	事業概要（目的・方法・実施内容等）	事業主体（窓口）	備考
1	町白神山地交流促進施設等の管理運営	白神山地の魅力や歴史を伝えるとともに、白神の自然を広く体験できるよう関連施設の管理運営を行う。 ①白神の森遊山道 ②自然観察館ハロー白神 ③白神大然河川公園 ④くろくまの滝トイレ ⑤奥赤石やすらぎの駐車帯トイレ ※白神キャンプ場は休止中 【上記① 白神の森遊山道について】 令和元年9月に熊の目撃情報があったため利用者の安全面を考慮し、施設を休止としていたが、令和4年度より安全対策を講じた上で試験的に再開した。 今年度は4月26日より開設し、昨年に引き続き、散策する際はガイドの帯同が必要であり、有害鳥獣用監視カメラの設置などの安全対策を講じて実施する。 開設日：令和7年4月26日～令和7年11月2日 ※土日のみ 案内時間：①10時00分～ ②13時00分～ 体験内容：ガイド付きトレッキング 約80分／回 体験料：一般 1,500円、小中学生 520円、未就学児 無料	鱒ヶ沢町	④⑤は町道赤石溪流線の通行止めにより実施不可
2	赤石溪流線環境美化事業	当町から白神山地へ向かうルートである町道赤石溪流線（15.5km）の景観保持と事故防止を目的とした道路脇の刈払いと公衆トイレの清掃を行う。	鱒ヶ沢町	町道赤石溪流線の通行止めにより実施不可

令和 7 年度白神山地世界遺産地域及び周辺部における事業計画・実績

機関名 深浦町

番号	事業名	事業概要（目的・方法・実施内容等）	事業主体（窓口）	備考
1	白神岳登山道刈り払い	白神岳登山道（マテ山コース）約5kmについて、景観保持と事故防止のため、刈り払いを行う。※9月実施予定	深浦町	
2	施設管理	白神岳頂上の避難小屋、登山口休憩所の清掃等維持管理を行う。 5月～7月 各1回実施済	深浦町	
3	白神十二湖エコ・ミュージアム等の管理運営	白神十二湖エコ・ミュージアム及び十二湖ビジターセンターの管理を行う。 ※白神十二湖エコミュージアムの指定管理者：十二湖森の会	深浦町	

令和7年度白神山地世界遺産地域及び周辺部における事業計画・実績

機関名 藤里町

番号	事業名	事業概要（目的・方法・実施内容等）	事業主体（窓口）	備考
1	白神山地環境美化事業	白神山地を訪れる観光客の安全確保を図るため、雨水等で洗われた登山道の補修や、笹やぶ等の刈払い、また観光道路周辺の刈払いを行い環境美化を図る。 期間：5月～10月 進行中	藤里町	
2	環境整備・看板設置事業	駒ヶ岳樺岱登山口、小岳・樺岱分岐点、駒ヶ岳樺岱ブナ平の環境整備及び案内看板の設置を行う。 小岳・樺岱分岐点設置済み。その他進行中	藤里町	R6より進行中
3	「ブナ林モニタリングプロジェクト」	令和6年度に藤里町大沢地区にブナ林のモニタリングスポットを設定し、藤里学園7年生の「まちづくり学」の一環で毎木調査、リタートラップ調査を実施。今年度は同スポットに加え、東北森林管理局と連携し、岳岱自然観察教育林隣接の国有林でも実施し、里山と奥山の比較を行う。 7/3大沢地区スポット設定	藤里町	協力：東北森林管理局、環白神エコツーリズム推進協議会
4	藤里駒ヶ岳登山道改修事業	世界遺産である白神山地を一望できる「藤里駒ヶ岳」における自然環境の保全及び、安全で利用しやすい登山道の確保を目的とした「藤里駒ヶ岳登山道（樺岱コース）」の改修事業を実施する。 7/17実行委員会設立	藤里駒ヶ岳登山道改修事業実行委員会	公益財団法人東日本鉄道文化財団の「地方事業支援」を受け実施
5	エコツーリズムツアー	エコツーリズムを通じて、白神山地の価値をわかりやすく深く伝え、白神山地への再訪者をつくる。 企画：10ツアー 5ツアー実施済み	秋田白神ガイド協会	
6	白神山地世界遺産センター（藤里館）プログラム	自然アドバイザーによる白神山地のインタープリテーションを意識したプログラムの提供 プログラム数：7本	白神山地世界遺産センター（藤里館）活動協議会	藤里町・秋田県・環境省で組織
7	白神エコツーリズム推進事業「白神ミーティング事業」	令和元年度から「新たなつながり」「人材育成」「白神に関わる人が集う場」を目指し、毎年開催している研修型ワークショップ「白神ミーティング」。今年度は11月7日（金）～8日（土）に「第11回白神ミーティング」を能代市で開催を予定し、広く参加を募集。	環白神エコツーリズム推進協議会	白神山地周辺8自治体で組織。R1年より藤里町が幹事。R7年北秋田市加入。

番号	事業名	事業概要（目的・方法・実施内容等）	事業主体（窓口）	備考
8	白神エコツーリズム推進事業 「核心地域外の利用促進」	遺産地域外の周辺地域のゾーニング及び管理計画への記載を検討。分科会を立ち上げ、関係機関と連携して進めていく。	環白神エコツーリズム推進協議会	白神山地周辺8自治体で組織。R1年より藤里町が幹事。R7年北秋田市加入。
9	白神エコツーリズム推進事業 「白神検定プロジェクト」	東京都立大学、関係自治体の学芸員らで構成する環白神文化圏研究会と連携し、白神山地一帯の歴史や文化をテーマにした書籍を2025年3月に「別冊太陽 環白神の世界」(平凡社)を発売。地域のおもてなし力の向上、歴史風土の理解や価値を深めるとともに、検定とツアーや講座を組み合わせた「旅マエ・旅ナカ・旅アト」のコンテンツ開発を進め、学びと実体験の融合を目指す。 8/24第1回白神検定 7/26～ 北羽新報・陸奥新報と連携した連載企画スタート 8/3～ 東奥日報・秋田魁新報と連携した連載企画スタート	環白神エコツーリズム推進協議会	白神山地周辺8自治体で組織。R1年より藤里町が幹事。R7年北秋田市加入。 協力：東京都立大学山下教授・環白神文化圏研究会
10	白神エコツーリズム推進事業 「シライチプロジェクト」	県域を越えた広域周遊の観光を推し進め、日本を代表するサイクリングルートである「ナショナルサイクルルート」の指定を目指す。今年度は①「シライチサイクルロゲイニング2025」、②「シライチ一周促進キャンペーン」の2つのイベントを実施。 ①開催：7～10月の中で4回実施 奥羽本線沿いを4分割（五能線沿いは翌年度） ②期間：7～10月 自転車での一周記録提出で特産品プレゼント。 シライチ…世界遺産を中心に据え、広域の白神山地を自転車で一周すること。 ロゲイニング…チェックポイント位置と得点が複数設定された地図を基に、制限時間内にできる限り高得点を獲得するルートを自分たちで考えて巡るスポーツ。 サイクルロゲイニングは、自転車を使ったロゲイニングの造語。 7/19 1stステージ（大館▶弘前）実施：参加者8名 9/20～21 2ndステージ（弘前⇄西目屋） 10/11～12 3rdステージ（大館⇄北秋田） 10/25～26 4thステージ（藤里⇄能代）	環白神エコツーリズム推進協議会	白神山地周辺8自治体で組織。R1年より藤里町が幹事。R7年北秋田市加入。

令和7年度白神山地世界遺産地域及び周辺部における事業計画・実績

機関名 八峰町

番号	事業名	事業概要（目的・方法・実施内容等）	事業主体（窓口）	備考
1	白神山地登山ルート山開き、留山自然観察会	5月17日（土）八森ぶなっこランドを会場に、白神山地山開き安全祈願祭・式典を開催。その後、留山自然観察会を実施。例年であれば、ニツ森で自然観察会を行っていたが、R5.8月の大雨で町道ニツ森線が通行止めのため、留山へ変更。	安全祈願祭 →八峰町観光協会 式典・観察会 →NPO法人白神ネイチャー協会	
2	八峰町白神ガイド研鑽事業	八峰町白神ガイドの会において、研鑽会を開催してガイドの資質向上を図る。 第1回：4月20日（日）@御所の台、第2回：5月11日（日）@留山・十二湖で実施済。 ※年4回を予定。 ※R6は3回実施。	八峰町白神ガイドの会	
3	スプリングin留山	4月26日（土）春の自然観察会（ガイド付きトレッキング）を留山で実施。（参加者15名）	NPO法人白神ネイチャー協会	
4	オータムin留山	春と同様に、秋の自然観察会（ガイド付きトレッキング）を実施予定。 10月2日（木）実施予定。 例年であれば、ニツ森で行っているが、R5.8月の大雨で町道ニツ森線が通行止めのため、ここ数年は留山で実施。 募集定員30名。	NPO法人白神ネイチャー協会	
5	植樹ボランティア	10月5日（日）ボランティア100名（募集）によるブナの苗木約300本の植樹を実施予定。 植栽場所は、八峰町八森字大嶽平地内（オオタケヒラ）	NPO法人白神ネイチャー協会	
6	留山森の音物語2025	留山を舞台に散策と音楽を組み合わせた新形式のイベントを開催。 遺産登録30周年記念で新規イベントとして実施し、以降継続して実施中。 R7年度は8月10日（日）、9月14（日）の2回実施予定。	NPO法人白神ネイチャー協会	

令和７年度白神山地世界遺産地域及び周辺部における事業計画・実績

機関名 能代市

番号	事業名	事業概要（目的・方法・実施内容等）	事業主体（窓口）	備考
1	環境大学講座	【目的】 次世代によりよい環境を引き継いでいくため、環境保全について考える機会とすべく、自然観察会や生ごみから堆肥を作るコンポスト講座などを一般市民向けに実施。 【実施内容】 秋頃、開催予定で調整中。	能代市環境衛生課	
2	こども環境探偵団	【目的】 身近な環境について学習し、環境保全について考える機会とすべく、自然観察会やエネルギー施設見学等を小中学生向けに実施。 【実施内容】 第1回 6月22日(日)「身近な川の水質マップ作り」※雨により中止 第2回以降については調整中。	能代市環境衛生課	

令和 7 年 7 月時点の白神山地及び周辺地域の通行止め、復旧等見込み情報について

白神山地世界遺産地域連絡会議

1. 通行止め、復旧見込み等について

- ・白神ライン（岩崎西目屋弘前線〔津軽峠～岩崎〕）（県道 28 号）

（管理者：青森県西北県土整備事務所鰯ヶ沢道路河川事業所）

令和 4 年 8 月の大雨により、複数地点において車道崩落などの災害が発生し、さらに令和 5 年 7 月の豪雨により被災箇所が増加した。令和 4 年の被災直後に全面通行止めとなり、復旧作業が行われている。開通時期は未定。

- ・西目屋二ツ井線（県道 317 号）

（管理者：青森県側 青森県中南県土整備事務所、秋田県側 秋田県山本地域振興局建設部）

秋田県側では、令和 4 年の大雨により、8/3 以降は通行止めとなる。8/19 に真名子第一ゲート～第二ゲート間が通行止め解除。10/7 より真名子第二ゲート～釣瓶落峠間が通行止め解除となった。その後、令和 6 年より法面对策工事を実施するため、紅葉シーズン以外は通行規制（全面通行止め）が行われているが、令和 7 年度で工事を終了し、令和 8 年度から開通予定。

青森県側では、令和 4 年の大雨により大規模な道路崩壊が発生し、全区間通行止めとしている。開通時期は未定。



- ・ 赤石溪流線（町道赤石溪流線 管理者：鰯ヶ沢町）
土砂崩れ等が発生し、復旧作業のため通行止め。復旧作業が行われている。開通時期は未定。
- ・ 白神二ツ森線（町道白神二ツ森線 管理者：八峰町）
令和4年・5年の大雨により8箇所が崩壊し、うち6箇所は復旧済み。残り2箇所について、令和7年度に復旧作業を行い令和8年度に開通予定。
- ・ 水沢ダム線～水沢山線（町道水沢ダム線・林道水沢山線 管理者：八峰町）
令和5年の大雨により、水沢ダム線では4箇所、水沢山線は2箇所が被災し、復旧作業のため現在通行止め。
水沢ダム線は令和7年度中に復旧見込。水沢山線は令和8年度で工事を終了し、令和9年度から開通を予定。

2. 不通による遺産管理への影響

各機関で予定していた調査や事業等が中止や延期、変更となっている。詳細は以下。

【東北地方環境事務所】

- ・ 櫛石山気象観測施設のバッテリー交換について、アクセス道路通行止めのため令和8年度以降に実施する予定。
- ・ 櫛石山気象観測施設の破損した太陽光発電パネルを撤去し、定点カメラ用の太陽光発電パネルを気象観測用につなぎ替えを行った。定点カメラの代替として、自動撮影カメラ（乾電池使用）2台を設置した。
- ・ 巡視業務については、通行可能なルートで実施する。
- ・ ブナ林モニタリング調査は、アクセス道路通行止めのため7月から9月の調査実施とし、リタートラップ調査は中止した。

【東北森林管理局】

- ・ 白神山地世界遺産地域における原生的ブナ林の長期変動調査についてアクセス道路が被災し通行止めとなっているため、倒壊林冠発生木調査の全部、積雪深調査、林内気温調査及び入り込み利用調査の一部を中止とした。
- ・ 白神山地世界遺産地域等における垂直分布の植生モニタリング調査について二ツ森へのアクセス林道が被災し通行止めとなっているため、二ツ森地区の調査を中止とした。

（津軽白神森林生態系保全センター）

- ・ 関係機関と連携して実施している白神山地世界遺産地域合同パトロールが、アクセス道路が被災し通行止めとなっているため、コースが限定された（ブナ林散策道、高倉森、白神岳）。

（藤里森林生態系保全センター）

- ・ 関係機関と連携して実施している白神山地世界遺産地域合同パトロールが、二ツ森へのアクセス林道の被災や県道（西目屋二ツ井線）改良工事で通行止めとなっているため、コースが限定された（小岳、大滝（粕毛川））。

【青森県自然保護課】

- ・ 一ツ森（太夫峰）コースは白神ラインの通行止めに伴い現地の確認ができていないため通行不可。通行再開は白神ラインの開通後、現地調査を行ってから判断する（青森県）。

【深浦町】

- ・ 令和4年8月の豪雨災害にて、道路の一部が崩落した町道十二湖青池日暮線は復旧し、歩行は可能であるが、車両は通行止めである。

白神山地世界遺産地域周辺の国有林における ナラ枯れ被害発生及び防除状況

【青森県側】

1 令和 5 年シーズンの状況

津軽森林管理署管内の深浦町で 13,173 本、鰺ヶ沢町で 135 本、弘前市で 61 本確認された。津軽森林管理署管内の被害木のうち、深浦町（1,001 本）、鰺ヶ沢町（135 本）、弘前市（61 本）については、令和 6 年 6 月までに伐倒くん蒸又は立木くん蒸（薬剤注入）による駆除を実施した。

2 令和 6 年シーズンの状況

津軽森林管理署管内の深浦町で 25,294 本、鰺ヶ沢町で 327 本、弘前市で 298 本確認された（確定値）。津軽森林管理署管内の被害木のうち、深浦町（400 本）、鰺ヶ沢町（283 本）、弘前市（289 本）については、令和 7 年 6 月までに伐倒くん蒸又は立木くん蒸（薬剤注入）による駆除を実施した。

※シーズン：青森県内においては当年度の 7 月から翌年度の 6 月までの期間を指す。

令和 5 年シーズンまでは、急傾斜地を除く作業の安全が確保できる箇所において被害木の駆除を実施。令和 6 年シーズンは、青森県ナラ枯れ被害対策検討会での確認内容（特に保全が必要と考えられるナラ林、それ以外のナラ林）をふまえて駆除を実施。

【秋田県側】

3 令和 5 年度の状況

被害は確認されていない。

4 令和 6 年度の状況

米代西部森林管理署管内の八峰町（中ノ又沢周辺）で、15 本を確認した。現地確認したところ、急傾斜地のため作業の安全が確保できないことから、被害木処理は未実施。

5 今後の対応

引き続き、職員による巡視を実施するとともに、県及び関係市町村と情報共有を図りながら、周辺地域における被害木の早期発見に向け、連携して被害対策に取り組んでいく。

令和 5 年シーズンにおける松くい虫被害及び 令和 6 年シーズンナラ枯れ被害の状況について

1 松くい虫被害

(1) 被害状況

令和 5 年シーズン（R5. 7. 1～R6. 6. 30）に青森県民有林において確認されている松くい虫被害は、これまでの深浦町広戸・追良瀬・深浦・大間越地区に加え、新たに麿木、横磯、月屋、岩崎地区で確認され、被害本数は 222 本と過去最多となった。

南部町小向地区では令和 2 年シーズン以降、被害は確認されていない。

令和 6 年シーズン（R6. 7. 1～R7. 6. 30）の被害は調査中。

市町村	シーズン						
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
深浦町	29	52	56	84	149	117	222
南部町	－	6	5	2	0	0	0
計	29	58	61	86	149	117	222

表 1 民有林の松くい虫被害木の推移（本）

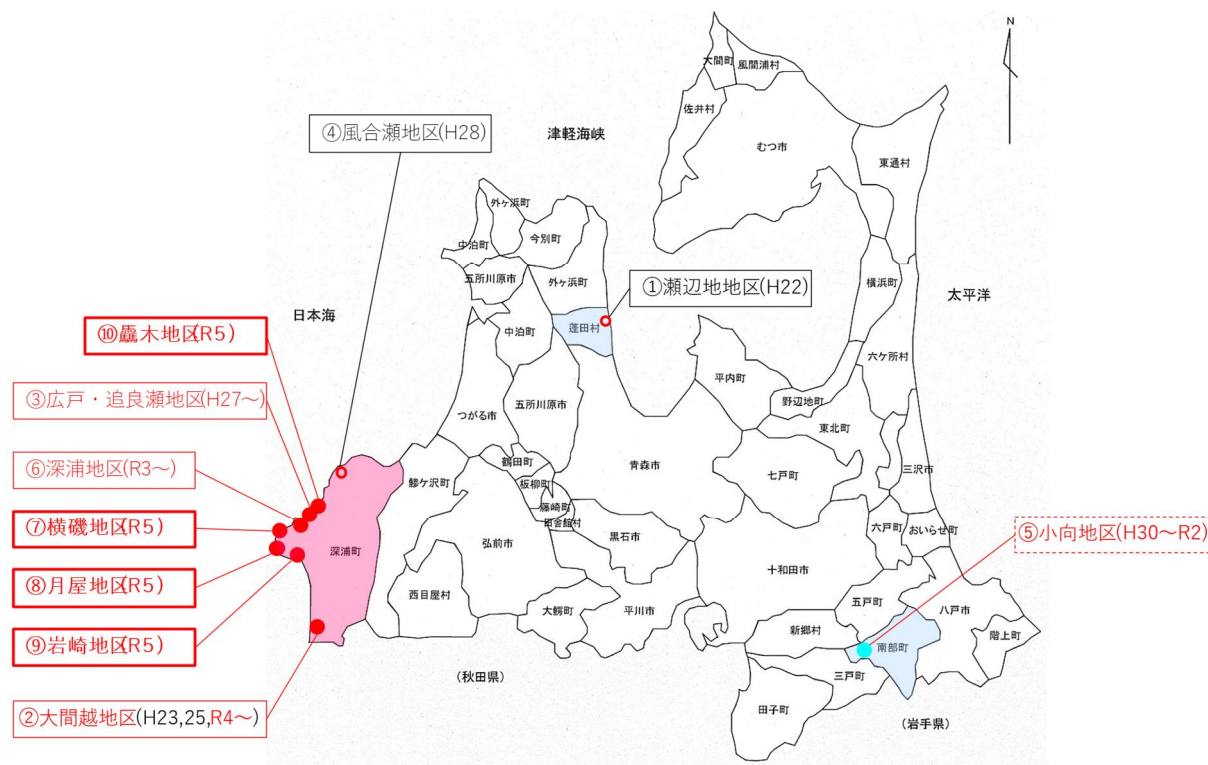


図 1 松くい虫被害位置図

(2) 被害対策

監視対策として、県防災ヘリコプターやドローン、セスナ機による上空探査の他、森林巡視活動業務員や職員による地上目視、被害木周辺半径 100m 範囲内のヤニ打ち調査、マツノマダラカミキリ生息調査を実施している。

駆除対策として、「青森県松くい虫被害対策実施方針」に基づき、確認された被害木、枯死木、異常木は媒介昆虫が羽化脱出する前までにすべて伐倒・くん蒸処理を実施した。

2 ナラ枯れ被害

(1) 被害状況

令和6年シーズン（R6.7.1～R7.6.30）6月末時点で青森県民有林において確認されているナラ枯れ被害木は、27,530本となっており、昨シーズンの被害地8市町に加え、新たに今別町、外ヶ浜町、蓬田村、黒石市、大鰐町、鶴田町、板柳町、横浜町、六ヶ所村、むつ市、大間町、佐井村、東通村の21市町村で被害が確認されている。

単位：本

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
青森市								1	196
平内町								5	114
今別町									8
外ヶ浜町									11
蓬田村									6
弘前市									564
黒石市									1
大鰐町									6
西目屋村					1	2	7	0	0
五所川原市					13	7	15	27	1,009
つがる市					33	67	347	494	780
深浦町	23	354	1,301	8,710	27,648	10,964	9,111	8,820	14,110
鱒ヶ沢町					147	60	166	970	6,360
中泊町					10	13	131	45	4,000
鶴田町									29
板柳町									5
横浜町									103
六ヶ所村									6
むつ市									185
大間町									6
佐井村									24
東通村									7

表2 民有林のナラ枯れ被害木の推移

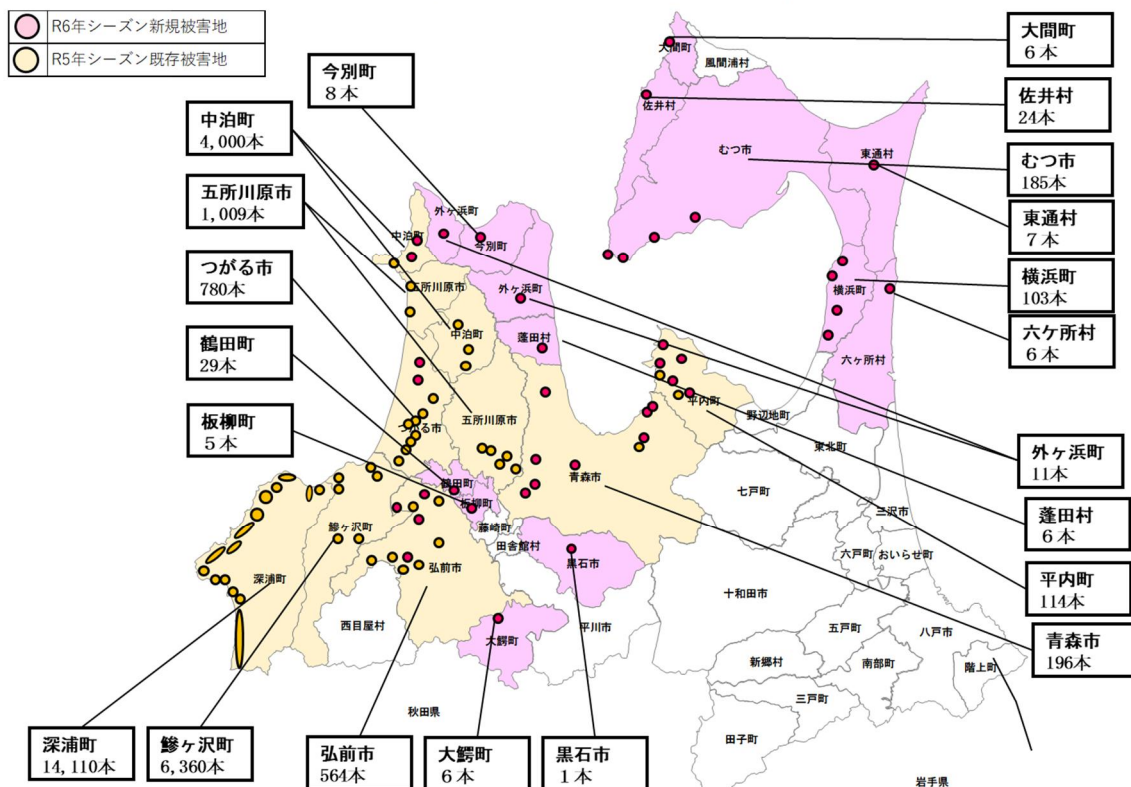


図2 令和6年シーズンにおけるナラ枯れ被害位置図（民有林）

(2) 被害対策

監視対策として、県防災ヘリコプターやドローン、セスナ機による上空探査の他、松くい虫防除監視員や職員による地上目視調査、カシノナガキクイムシ生息調査を実施している。なお、被害を確認しやすい9月を「ナラ枯れ被害調査強化月間」とし、重点的に被害状況を調査している。

これまでの駆除対策として、「青森県ナラ枯れ被害対策基本方針」に基づき被害発生初期の地域においてはすべて伐倒くん蒸もしくは立木くん蒸等による駆除処理を実施し被害拡大防止に努めるとともに、被害発生中期以降の地域においては、おとり丸太法によるカシノナガキクイムシの誘引捕殺を実施していた。

今後は、令和6年シーズンからの被害の急速な拡大状況を踏まえ、海岸防災林などの公益的機能が高い森林や天然記念物など特に保全が必要と考えられる重要なナラ林等を重点的に防除することや、被害を受ける前に伐採して有効活用しながらナラ林の更新を図ることとしている。

ア 特に保全が必要と考えられるナラ林（海岸防災林、重要文化財、天然記念物など）を新たに設定

- ・薬剤の樹幹注入による予防
- ・被害木の駆除

イ それ以外のナラ林

- ・新規被害発生地区については、必要に応じて駆除
- ・一定程度被害が拡大した区域については、必要に応じて誘因捕殺
- ・被害を受ける前に伐採・利用し、更新

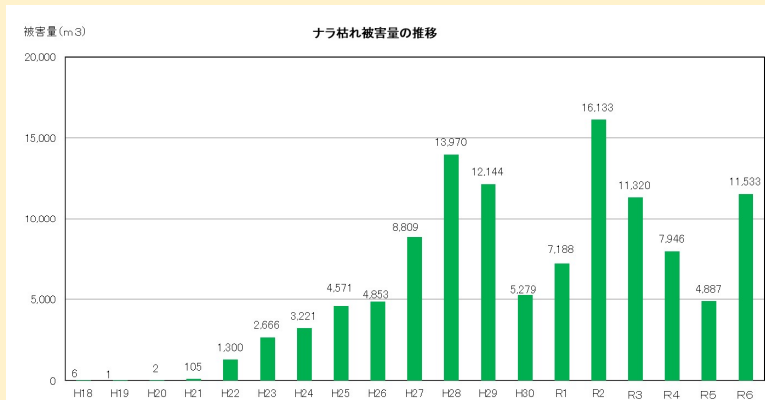
秋田県のナラ枯れ被害について

【資料12-3】
秋田県森林環境保全課

秋田県全体

被害状況

- 平成18年ににかほ市(旧象潟町)で初めて被害が確認される。
- 被害量は前年度まで減少傾向にあったが、令和6年は11,533㎡となり前年比約236%の被害となった。特に県南部で被害が増加した。
- 被害の主な要因は夏期の高温少雨によりカシナガキクイムシが増加したためと推測される。



防除対策

予防

- ◆ 樹幹注入
 - ・ 保護したい健全木に殺菌剤を注入し、ナラ菌の増殖を抑える。

駆除

- ◆ くん蒸処理(伐倒、立木)
 - ・ くん蒸処理により被害木に生息しているカシナガ幼虫が成虫になって脱出する前に駆除する。

更新伐

- ・ カシナガの繁殖に適した老齢木(或いは大径木)を減らし若返りを図ることが、被害拡大の防止に最も有効な手段であることから、更新伐を促進させる対策を講ずる。

山本管内

被害状況

- 山本管内では、平成27年に八峰町で初めて被害が確認される。
- 被害のピークは令和2年度で、その後減少傾向であったが、令和6年は1,302㎡となり前年比約187%と増加した。
- 被害量は県全体の11%を占めている。



年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
市町村										
能代市 (H28)	—	13	47	13	47	179	71	100	113	396
藤里町 (H29)	—	—	0	0	0	2	0	13	9	77
三種町 (H28)	—	5	38	9	29	232	47	50	41	104
八峰町 (H27)	9	63	1,274	350	1,084	2,567	765	450	531	725
計	9	81	1,359	372	1,160	2,980	883	613	694	1,302

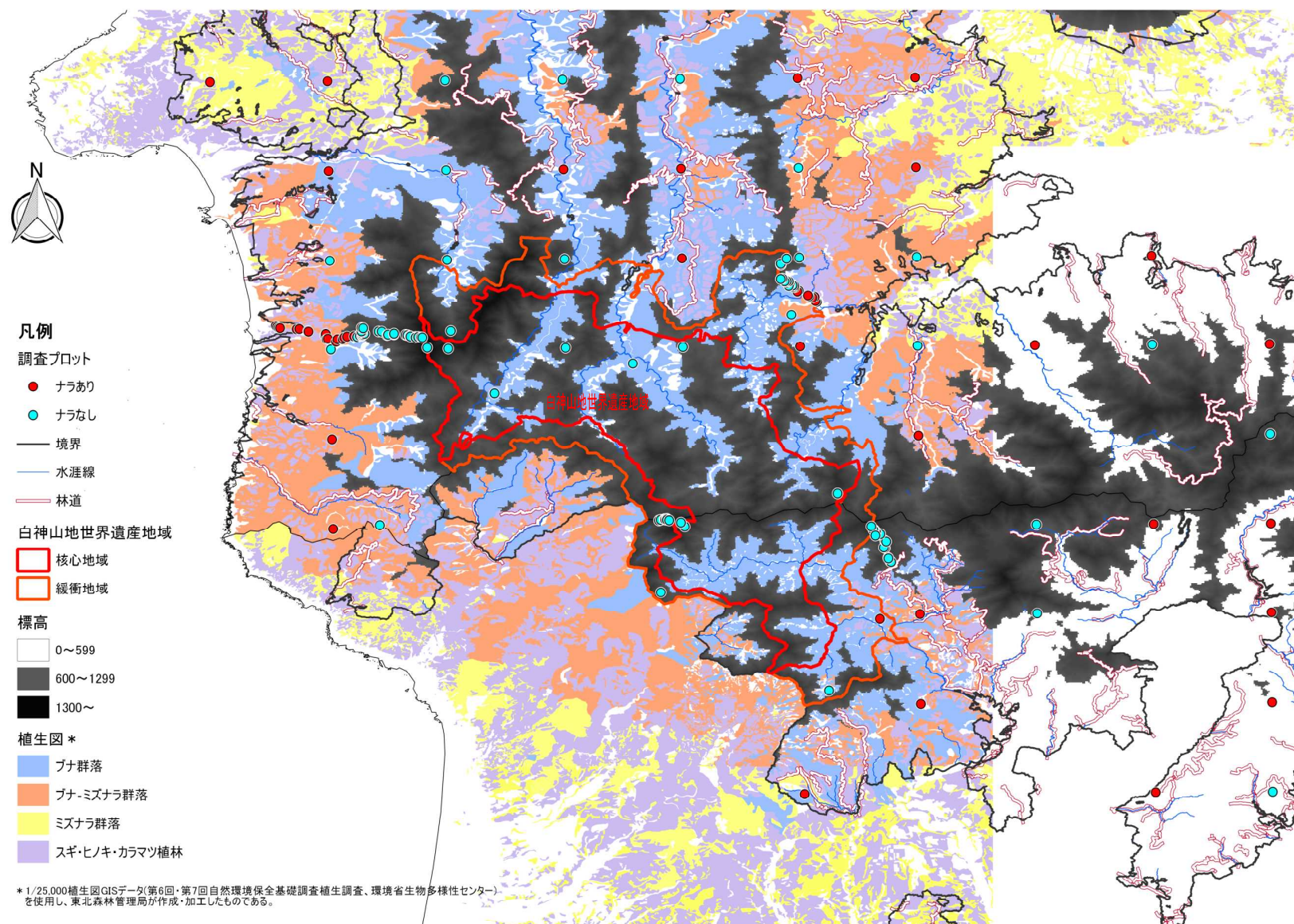
注1 市町村欄の()は、被害確認年度
注2 H29藤里町は1m³未満

防除対策 (R6実績)

- 八峰町
 - ◆ 駆除 21㎡
(伐倒くん蒸)

白神山地世界遺産地域周辺域の植生図

【資料12-4】



※図面の灰色及び黒色が標高600m以上の所で、これ位の標高になるとナラの生育は一般的に難しいとされており、遺産地域内では、灰色及び黒色の標高600m以上の所と、水色のブナ群落が大半を占めている。

白神山地でナラ枯れ被害が発生した場合の考え方

東北森林管理局

東北地方においては、秋田県男鹿半島までナラ枯れ被害が北上している状況にあり、今後、被害が更に北上・拡大することが懸念されている。

このため、今後、白神山地で実際にナラ枯れ被害が発生した場合に備えて、事前に考え方を整理することとしたい。

【考え方】

ナラ枯れ被害の先端地域においては、伐倒駆除を行っているところであり、今後、白神山地に被害が及んだ場合は被害の先端地域となる。

秋田県内の民有林では、「秋田県ナラ枯れ防除実施方針」に基づいて特定された「守るべきナラ林」において、駆除（原則として伐倒くん蒸）に努めることとされている。

このような中において、世界遺産地域でも同様にナラ枯れ対策を実施するのかどうか、東北森林管理局として現時点で想定する考え方は以下のとおり。

1 遺産地域外（遺産地域周辺の白神山地）における対応の考え方

国有林でナラ枯れ被害が確認された場合には、被害の拡大防止を図るため、原則として伐倒駆除（伐倒くん蒸）の実施を検討するが、現地の状況等に応じて、その他の方法も検討する。

2 遺産地域内（全域が国有林）における対応の考え方

緩衝地域において、ナラ枯れ被害が確認された場合には、被害の拡大防止を図るため、原則として伐倒駆除（伐倒くん蒸）の実施を検討するが、現地の状況等に応じて、その他の方法も検討する。

なお、緩衝地域において上記対策を講じた場合であっても、核心地域においてナラ枯れ被害が確認された場合には、周辺森林の被害状況を把握し、監視強化に努めることとしつつ、原則として自然の推移に委ねるものとするが、現地の状況等を踏まえ、必要がある場合には対策を検討するものとする。

【参考】

○白神山地森林生態系保護地域計画（平成 2 年 青森営林局、秋田営林局）

・「保存地区」は、最も原生的状況を呈する林分で、森林生態系の厳正な維持を図る区域であり、学術研究や非常災害時の応急処置のための行為等を除き、原則として、人手を加えずに自然の推移に委ねる。

・「保全利用地区」は、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たす区域であり、木材生産を目的とする森林施業は行わず、自然条件等に応じ

て、森林の文化・教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場等としての利用を行う。

・遺産地域は、全域が森林生態系保護地域と重複しており、「保存地区」が核心地域と、「保全利用地区」が緩衝地域と一致している。

○白神山地世界遺産地域管理計画（平成２５年 環境省、林野庁、文化庁、青森県、秋田県）

・核心地域は、人手を加えずに自然の推移に委ねることを基本とし、工作物の新築や土石の採取など、自然環境の保全上支障を及ぼすおそれのある行為は、学術研究等特別の事由がある場合を除き、各種保全制度に基づき厳正に規制する。

・緩衝地域は、現状の保全を図ることを基本とし、必要に応じ、一定の行為を規制する。

・特定の生物や人為的活動等が生態系に著しく悪影響を及ぼす可能性がある場合には、これら特定の生物等の影響の緩和や生物多様性の維持等に有効な対策を講じていくものとする。

・なお、遺産地域内では木材生産を目的とする森林施業は行わないこととし、緩衝地域及び遺産地域に接続する周辺の国有林に含まれる人工林においては、関係団体等と連携し、スギ人工林の広葉樹林化等の自然再生活動を実施する。この他、野生動物や植物の花粉、種子等は遺産地域の内外に関係なく移動するため、遺産地域に生息・生育する動植物が遺産地域外からの影響を受けるおそれがある場合には、関係行政機関は関連する地域の市町村と連携・協力し、実態の把握に努めるとともに、影響を防ぐための方策を検討する。特に生態系に多大な影響を及ぼすこととなる外来種やニホンジカの侵入、遺産地域周辺における他地域の個体群を用いた植樹や放流といった遺伝子攪乱の防止に配慮する。